

平成24年山形村議会第2回定例会

議事日程（第2号）

平成24年6月7日（木曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 三 澤 一 男 君
3 番 小 林 武 司 君	5 番 神 通 川 清 一 君
6 番 宮 澤 敏 君	7 番 竹 野 園 麿 君
8 番 柴 橋 潔 君	9 番 中 村 弘 君
10 番 大 月 民 夫 君	11 番 竹 野 入 恒 夫 君
12 番 上 条 浩 堂 君	13 番 上 條 光 明 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視君	副 村 長 百 瀬 泰 久君
教 育 長 山 口 隆 也君	会 計 管 理 者 中 村 俊 春君
総 務 課 長 笹 野 初 雄君	税 務 課 長 野 口 英 明君
住 民 課 長 青 沼 永 二君	保 健 福 祉 課 長 小 野 勝 憲君
子 育 て 支 援 課 長 中 村 康 利君	保 育 園 長 倉 科 寛君
産 業 振 興 課 長 住 吉 誠君	建 設 水 道 課 長 赤 羽 孝 之君

教育次長 根 橋 範 男君

総務課
財政係長 上 條 憲 治君

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君

書 記 児 玉 佳 子君

◎開議の宣告

○議長（上條光明君） おはようございます。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（上條光明君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條光明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、2番・三澤一男議員、3番・小林武司議員を指名します。

◎一般質問

○議長（上條光明君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いいたします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位1番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「心配ごと相談、専用ダイヤルの開設を」について質問してください。

大月民夫議員。

（10番 大月民夫君 登壇）

○10番（大月民夫君） 議席ナンバー10番、大月民夫です。改めましておはようございます。

本日は10名の議員が村政の行財政全般にわたって質問させていただきます。村民の皆さんも関心と期待を持たれ注視しておられると思います。大変僭越ではありますが、議員サイドの質問も執行機関の答弁もできるだけ簡明でわかりやすさに心がけ、議論の深まった展開ができる質疑・応答になりますよう冒頭に申し上げ、本日のトッパッターを務めさせていただきます。

それでは、「心配ごと相談、専用ダイヤルの開設を」につきまして、質問要旨を先に申し上げ、引き続き具体的な質問をさせていただきます。

長引く景気の低迷や高齢化が影を落とす社会情勢の中で、地域住民が抱えるさまざまな悩みや心配ごとに対する相談受付の窓口はより幅広く、かつ敏速に対応することが行政サイドに強く求められております。

当村におきましては、社会福祉協議会への委託業務として、月1回の行政心配ごと相談日を開設いただき、関係する行政相談員、民生委員の皆様には大変なご尽力をち

ようだいしており感謝申し上げます。

しかし、相談内容によっては、月1回の相談日まで待たなくてはならないもどかしさが起因するのか、年々ご利用される方が減少しているとお聞きしております。

相談受付業務は自治体の大小にかかわらず、役場開庁時はいつでも面談・電話相談ができることを住民に周知し、ホームページに詳細を掲載している市町村が多くなってきております。

当村におきましても、委託業務制度を見直し、行政業務の一環と位置づけ、対応するバックアップ組織の検討を早急に着手し、心配ごと相談専用ダイヤルの開設を提言申し上げ、次の質問をいたします。

まず、最初の質問でございます。

行政心配ごと相談の利用状況は年間何件くらいあるでしょうか。過去数年間程度の年度別利用状況を参考までにお示しいただきたいと思います。

2番目に、委託業務の見直しも視野に入れた心配ごと相談常設システム構築の検討に着手するお考えはありますか、お伺いいたします。

3番目に、総務管理面でのお力添えをいただいております顧問弁護士並びに産業医に関係する専門的な対応を必要とする事項で、村民サイドからの相談要望が生じた場合は、予約制・有料制を考慮すれば橋渡しを行うことは可能でしょうか、ご見解を伺います。

最後、4番目でございます。相談対応のバックアップ組織を構築後、心配ごと相談専用ダイヤルの開設を行い、村民が一個人や一家庭だけで悩むことなく、まずは電話で心配ごとを相談いただき、対処方法をともに考えるスタートラインとする体制づくりを望みますがご所見を伺いたいと思います。

以上、1回目の質問です。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大月民夫議員からご質問であります1番の「心配ごと相談、専用ダイヤルの開設を」のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初のご質問でございます「心配ごと相談の利用状況について」お答えしたいと思います。行政心配ごと相談での利用状況でございますが、21年度は10件でございます。22年度は3件、それから23年度が1件の相談がありましたとの報告

を受けております。

次に、2番目の「心配ごと相談常設システム」構築についてでございますが、行政心配ごと相談をしていただいている方は、総務大臣から委嘱された行政相談員さんと、社会福祉協議会から心配ごと相談員として委嘱された民生児童委員さんが相談を受けております。大月議員ご提案の常設となりますと難しいのではないかとこのように思われます。

次に、3番目の顧問弁護士並びに産業医に対して村からの橋渡しについてでございますが、まず顧問弁護士につきましては、弁護士の扱っている案件等もあるかとは思いますが、村から紹介という形で橋渡しをすることは可能ではないかというように考えます。

また、産業医につきましては、山形村職員の安全と健康を確保するための事業所として医師に委嘱しているものでございます。この点から、産業医につきましては、山形村としての橋渡しは無理かなというように思うわけでございます。

次に、4番目の「心配ごと相談、専用ダイヤル」開設を行うとともに、体制づくりの構築についてでございますが、専門に設置するとなりますと、常時専門に対応していく必要が思われるわけでございます。現状では難しいと考えます。

国や県が設置しております専用電話や相談窓口等を活用していただければと考えているところでございます。村におきましても、ホームページや広報等でさまざまな相談先につきましては、今後さらに周知していきたいというように思っております。

以上で終わります。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） それでは、ちょっと逐次細かく質問、再質問させていただきます。お願いいたします。

まず、社会福祉協議会としての相談業務の運営方法についてお伺いすることは控えますが、行政として委託している相談業務の内容について確認をさせていただきたいと思っております。委託業務の骨子だけで結構ですのでお伺いいたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に小野保健福祉課長、お願いします。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 村から社会福祉協議会の方へ行政心配ごと相談ということで委託をさせていただいているわけですが、事業の内容といたしましては心配ごと相談事業という大まかな部分、それと行政相談事業の併設という、それとその他関連する事業という内容で取り交わしをさせていただいているということでございます。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） それでは、月1回その相談日を設けるといふ、それはその委託側の方の判断でそういう形をやっているのか、それとも村で月1回そういうのを開いてくださいとお願いしているのか、その辺だけもう1回。

○議長（上條光明君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 当然社協の方からその方々へは報酬という形で支払いをされているという形になると思いますけれども、村とそれと社協との話の中で月1回、それと午後1時半から3時半という内容でやらせていただいているということです。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） あと、社会福祉協議会の内部についての質問はちょっとあまり適さないと思いますのでこの辺にしておきますけれども、行政が個人のプライバシーに勝手に入り込むことはできませんが、山形村住民が精いっぱい力を尽くした結果、どうしても打開策が得られないという場合、救済を行政に求められた場合、分野を問わず最大限の支援体制を注入すべきと私は考えますが、その基本的な考え方についての所見をお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 行政心配ごと相談は、先にも言ったようにいろんな分野で相談を受けておりますので、たまたま委託しているのは担当している保健福祉課なのですけれども、そこで受ける業務、心配ごとというか相談を受ける業務とは非常に多岐にわたっております。

その中でどの選択肢、どこへ相談したらいいかということで、そこでもって振り分けをさせていただいているということで、社会福祉協議会の方へ委託しているから全部そこでやっているという意味ではございません。当然今報告がありました件数、23年度はたまたま1件であったのですけれども、それ以外の部分に各部署で受けているのは多数あるかというふうに思います。そういった中で常設はしていませんけれども、そういった相談を受けたときには速やかに、例えば心配ごと相談員の方から振られる場合もありますし、直接担当課の方へ相談に来られる場合もありますので、そういったものをそれぞれ専門の分野の方へ振り分けなりをして、まだそこから無料の法律相談とかそういった相談もありますので、そういったところへの紹介をさせていただくという構築はできているかというふうに思います。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） では、ここで心配ごと相談の山形方式はどうあるべきかという議論をもうちょっとしたいわけですが、少し他の市町村のお話を少しさせていただきたいと思います。

質問事項は後半に申し上げますので、とりあえずお聞き置きだけ願えればと思います。昨年心配ごと相談の窓口対応システムをご教示をいただきたく近隣の自治体にお邪魔して、担当の方から少しお話を聞いてまいりました。従来の対応スタイルから新方式に切りかえたその経緯についてのみちょっとお話しさせていただきたいと思います。

そこでは心配ごと相談受け付けはいつでも対応できる体制を以前から整えておりました。従来は相談で庁舎を訪れる住民に対し受付で相談内容を確認した上で、この件については何階にある何々の担当の窓口を訪れるよう、そんな案内をしていたそうです。

その方は案内されたところへ行き、時にはさらに細分化された別の窓口を指定される、そんなケースもあるようでありまして、ただでさえわかりづらい庁舎の中をやっとの思いでこう移動し、なおかつ何回も言いたくない相談内容に行く先々で話ししているうちに、非常に腹が立ってきて苦情だけ言って帰ってしまうというケースが多々あったようであります。

その後、対応策として心配ごと相談の専用窓口を創設し、すべての相談窓口を一本化し、相談内容により訪れた住民が移動するのではなく、対応する担当職員がこう移動する、そんなスタイルに切りかえたそうです。それ以降、住民からの対応に対する苦情は全くなくなった、そんなお話をお聞きしました。

実は私、昨年の3月定例会でも心配ごと相談に関する質問をさせていただきましたが、その際、自治体規模から見ても、またスタッフの数から見ても、きめ細かい対応を望むには一定の限界を感じ、月1回の相談日を有効に活用していただくことをただただ念じておりました。

しかし、全国に視野を広げてみますと、それぞれに知恵を絞り前向きな対応をしている自治体はかなり目につきます。例えば群馬県の人口規模4,000人くらい、山形の半分にも満たない小さな村ですが、役場開庁時はいつでもお気軽に心配ごと、悩みごとを相談に来てくださいと、村民あてにメッセージを発信しております。

あわせて群馬県主催で行っている各種相談窓口を相談内容から日程、受付場所の詳

細をすべて住民に周知しております。きめ細やかな行政対応は、一概に自治体規模や職員の数だけで判断してはならないという事例かなと思われまます。

そこで、ちょっと質問いたします。当村におきましても地域包括支援センターによる介護の相談や高齢者の健康相談、保健福祉課による生活困窮者への保護対応、社会福祉協議会による生活福祉資金貸出制度、子育て支援事業による子育て相談等々完備いただいておりますが、住民への発信力はやや乏しい感がいたします。

例えば『生活ガイドブック』、これが更新時で結構なのですが、相談窓口総括ページをつけるなどして、よりわかりやすい村民への周知が必要と思われまますが、まずこの辺の所見をお伺いします。

あわせて金銭トラブル、近隣トラブル、いじめや人権問題等々相談窓口が明確でない件については、一本化した窓口を、常設は先ほどから困難とおっしゃっておりますが、私の今回提言申し上げたとおり電話受付、それを何とか実施するお考えがないかどうか、いま一度その2点についてお伺いさせていただきます。

○議長（上條光明君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） ただいま他の自治体の実態等お調べいただきましてご提言をいただいたところでございます。

先ほど課長の方から山形村の実態等につきましてご案内申し上げたところでございます。今のこう実態を見ますと、何とか皆さんのご理解をいただきながら、住民の皆さんのご期待にこたえる中での相談の体制というのは、ある程度整えさせていただいていると、私は思っているところでございます。

ご案内のようにこういう相談というのは、なかなか地元の自治体には言いにくい面も多々ございまして、例えば電話なんかではかなりほかの自治体の方の電話窓口にご相談される住民の皆さんもかなりあるということでお聞きしております。そういう立場では県とか、あるいはそちらの国の方で、ぜひ広い立場で相談をいただきたいというようなことで取り組んでいる実態でございまして。

ただ、そうは言いましても切実な問題があることは間違いございませぬ。先般も弁護士会の皆さんが見えました。今、実は1年間に1回無料の相談窓口を設けさせていただいているところでございませぬが、これは弁護士会として定期的にそういうのを開催したいというような申し入れがございまして、具体的に申し上げますと山形村と朝日村で一緒になって、年3回のそういう相談窓口を設けさせていただきたいという申し入れがございまして、これから具体的にどんな形で受けさせていただくか、進め

させていただくかは検討させていただきたいと考えております。

その場合でもその弁護士さんがおっしゃったのは、地元では行きにくい面がありますから一緒になれば、例えば朝日村の皆さんは山形村に来ていただける。あるいは山形の皆さんは朝日村の方に行っていただけるというような、そんなシステムでやったらどうかというような、そんなことでおっしゃってありました。

いずれにいたしましてもそんなその弁護士さんに相談するというのはかなり大変な問題と思いますが、今言われているような日常的な問題も含めてそういう窓口を設けたらどうかということでございます。

私どもも村としても今の体制は十分だと思っております。ご指摘のようにその発信、私どもからする発信の仕方が不十分な面も多々あるかと思っておりますので、ぜひそこから辺、例えばホームページとか今ご指摘の山形村が発信している広報とか、あるいはいろんな機関を通じましてお気軽に相談をしていただけるような、そんなシステムをぜひ私どももう少し研究はさせていただきたいと思っております。

ただし、そうは言いましても、先ほどから申し上げたとおり、常時開設しているところの電話窓口等々ということになりますと、かなりのやっぱりいろんな面で研究していかなければいけませんので、そういうことも含めましてこれからの検討課題とさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） 相対的にあまり前向きでないご回答をいただいたわけですが、一応今後の課題にはしていただけるということなものですから、その辺には期待をさせていただきたいと思えます。

本日の提言の私自身の考えの本題であります心配ごと相談専用ダイヤルの開設の件について、いま一度お伺いしたいのですが、住民の抱える悩みごと、心配ごとへの敏速な対応を行うに当たって、絶えず対応スタッフを常駐しておくということは困難であることは十分認識しております。

そこで、まずは電話相談で内容の聞き取り作業からスタートし、役場庁舎内スタッフで対応が困難な場合はバックアップ組織の協力も得ながら、訪問するなり来庁いただいて面談の上、打開策を見出す、そんな流れをぜひ早い時期に実現していただきたいという思いがあります。

他の市町村のバックアップ組織はそれぞれ特徴がありますが、一般的には今も骨折

っていただいておりますが行政相談員、民生委員、民生児童委員、人権擁護委員、教育委員。で、専門的な分野では弁護士、医師、司法書士、警察等が加わったそういう大きな集団で何かあったときには協力いただく、そんな体制をとっている市町村が本当に私は多いと思います。山形はちょっとその意味ではちょっと漠然とまだまだ私はしているのではないかなと思います。

もうあまりこれ以上しつこくは申しませんけれども、将来的な課題という形で絶えずこの辺もお考えいただきたいと思います。

最後に、私、総括的な発言をさせていただきまして終わりにしますけれども、その後、もし総括的なご答弁がありましたらお聞きして終わりにしますけれども申し上げます。

数年前でございますけれども、東信地方、長野県の東信地方で近隣トラブルが加熱してしまって、最悪の複数殺人事件になった、なってしまったことを私自身、今も鮮明に記憶しております。本当にこじれる前に何か手の打ちようがきつとあったと思われれます。ややもするとこう殺伐とした時代背景と思われる昨今であります、行政運営に携わられる理事者並びに職員全員の皆さんに、ぬくもりのある村政運営を念頭に置いて、さらに精進いただくことをお願いしまして質問を終わらせていただきます。

もし総括的に何かご答弁いただければお願いして終わりにします。

○議長（上條光明君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 議員おっしゃっている住民の皆さんとのいろんな面でのご意見の中から今回ご提言いただいている、私ども重く受けとめさせていただいているところでございます。

私ども行政というのはそのようなやっぱり住民の皆さんの悩み、思いをいかに受けとめさせていただく。そして、その思いをどうやっぱり解決していくかということが大きなテーマでありますし、仕事でございます。そのことが十分でないとすれば、私どもは本当に肝にもう一度銘じながら、もう一度体制づくりを今おっしゃっていただきましたように研究していきたいと考えておるところでございます。

ぜひそういう立場で、これからのやっぱり住民との和についてどうあるべきかという形でのご提言、ご助言をさらにいただければと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

○10番（大月民夫君） はい、終わります。ありがとうございました。

○議長（上條光明君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（上條光明君） 次に、質問順位2番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「交通弱者をどう考えるか」について質問してください。
上条浩堂議員。

（12番 上条浩堂君 登壇）

○12番（上条浩堂君） 12番、上条浩堂です。

それでは、最初の質問、「交通弱者をどう考えるか」について質問させていただきます。

年々いわゆる後期高齢者の増加とともに交通弱者救済がより重要な課題であることは言うまでもありませんが、さて我が村はいかがでありますでしょうか。現在、村内を巡回する福祉バスが運行されていまして、これは大変ありがたいことに無料運行されております。村長が胸を張るのも一理ありまして、確かに無料運行はあまり例がありません。担当の方にお聞きしましたが、その利用者は1日約100人弱とのことでした。唯一村内を運行している路線バスは、利用者の減少とともに運行数がここ数年がた減り状態であり、1本乗り遅れたら時には2時間以上待たなくてはなりません。

西部地域コミュニティバスは運行数はともかくとしましても、乗車する停留所があまりにも少なく、降りる場所は任意であってもこれまた大変利用しがたい状況であります。したがって、現在のところはより一層福祉バスが重要となっているわけがあります。

そこで、この福祉バスを日ごろよく利用されている住民さんに、数名の方に聞いてみました。便利な点と不便な点があるようであります。1台の車を運行して全村内を回るわけですから、まず便数が非常に足りないこと。8時35分に運行を開始し、南部便と北部便が交互にそれぞれ3回ずつ運行され、16時45分まで続きます。発着はすべて保健福祉センターで、運転は2名の方をお願いされて運行されております。

では、問題点はどこにあるのでしょうか。まず、実際に高齢者が一番行きたいところはどこであるかお聞きしましたところ、やはり医療機関、買い物、そして金融機関だと言います。福祉バス運行表をいただいて拝見させていただきました。現在の運行表、これはこれでよく考えて作成されているとは思いますが。それぞれの機関の開始時間、休憩時間、終了時間等も考慮されつくされている。

しかし、残念ながら便数が足りなく、全村を網羅しながら発着がすべて保健福祉センターであるためなのか、南部と北部との交流が少ない。南部の人は北部へ行きにくい。北部の人もまたしかり。どんなに頑張っても1台のバスの限界すら感じます。

例えば朝、上大池の方が医療機関へ出かけたとしましょう。第1便に9時前に乗り、9時過ぎにはそれぞれの医療機関に到着します。この場合は割とうまく接続できて、若干の差はありますが約1時間半過ぎにまた帰りの便に乗車可能であります。

しかし、第2便利用の場合は、第2便に朝行きがけに乗車した場合、昼食時や休憩時間との関係もあるでしょうが、第3便を利用するまでの時間がすべて3時間くらいとなっています。

同様のことは北部の場合もあるわけですし、いかに無料であっても片道を無理して帰りは歩くことになるのが現状ではないでしょうか。料金が有料でも便数の増加と現状の無料運行とどちらがよいのか、この辺も含めて中・長期の展望、こんなのもあわせてご所見、村長のお考えをお伺いします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条浩堂議員から出されておりますご質問に対しましてお答えしたいと思います。

まず、「交通弱者をどう考えるか」についてのご質問にお答えしたいと思います。

福祉バスにつきましては、平成7年に高齢者や障害者等の村内医療機関や公共施設等への交通手段として運行を開始しております。

開始当初は、週3回の午前中だけの運行でございましたが、平成13年でございますが、保健福祉センターの開設に伴いまして、路線や運行時間など大幅に見直しを行いまして、現在は停留所が52カ所で、南部及び北部とも午前中に2便、午後1便を運行しております。

今後さらに福祉バスの運行等の回数等を増やすとなりますと、費用面ではかなりの負担になると思うわけでございます。また、現在の利用状況を見た中では、当面は今の状態で考えておりますが、福祉バスということではなく、今後は山形村の交通対策としてどのように交通網を整備するかを検討する必要があるのではないかとこのように思っているところでございます。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） 確かに現状の福祉バスの限界はそろそろ来ているのではないかと自分も感じるところで、将来違うシステムをお考えだと一応受けとめておきますが、ここへ来て今年の3月ですか、閉鎖されたJA中央店の閉鎖も結構高齢者にとってはダメージが大きいものがありまして、今まで何とか買い物ができていた方々も、他のスーパーで買い物をしようと思ったとき非常に難しい。福祉バスを利用することがほとんど不可能です。

したがって、現在のままでしばらく行くのなら、福祉バスの路線運行の見直し、つまり時間とかではなくて乗車口です、乗降口。今までは福祉バスが行っていなかった、そういうところでも見直す必要があるのではないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（上條光明君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 今回の停留所の箇所数、これをまず第一に考えますと、1つとしてはそこで固定的にもう乗られている方もおるということの中で、減らすという考えで行くと、ちょっとまた不便になるのかなと。そうすると、例えば増設、そういう形になりますとまた時間的な部分も出てくるのかなと。

確かに中央店をご利用されていた方、不便な分はあるかとも思いますけれども、周辺の駐車場というのは確かにあるはずでございます。ですので、当面はちょっとこの状況を見させた上でもって、今後どうするかということは先ほど村長答弁にもありましたが、福祉バスという部分ではなくて、全体を見た中での利用体系というものを考えていかなければいけないのかなと。

それと、交通手段といたしましては、有料ではありますけれども、ほかのものもありますので、これは費用が若干かかりますが、そういったものを利用するという部分で、逆に高齢者の方には高齢者のそういったご利用がありますよというようなことで、そちらの方の利用も考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） 今答弁のありました中での昔、以前村がやっておりました外出支援サービス、現在は社会福祉協議会の方に委託している。この業務を利用されている方がいらっしゃいます。どのくらい実際に費用がかかっているのかお聞きしてきました。月2回の買い物支援を申し込んで結構ありがたがっておりました、実際には。買い物の援助、あるいは重い物なんかも運んでくださる。

実際に月2回の買い物でお幾らですかと伺いましたら、月額7,000円だとおっしゃっていました。これを高いか、安いかと見るのは人によって見方が違うかもしれませんが、自分はしかし結構高いな。例えばご高齢の方ですので1回の買い物、1万円を超えることはめったにないとは思いますが、例えば1万円買ったとしましょう。月額7,000円ですから1回3,500円プラス。そうすると、普通に買うよりか3割5分も高い物を買っているのかなど。これはこの額が高い、低いということは自分ではよくわかりませんが、年金生活者にはやはり高いのではないかなと思うのです。

したがって、この外出支援サービスに村としてももう少し援助が必要かなんて思うのですけれども、この点に関してはいかがお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 村内の中でいわゆる交通手段として事業所を開設しているところが七、八カ所ありますので、例えば今言った部分で支援をとということになりますと、これ、すべてのということになるかというふうに思います。

支援するかどうかはちょっと私の判断ではございませんけれども、担当部局といたしましては、やはりそういうことよりか全体の交通手段を考えるべきだというふうに思います。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） おっしゃるとおりだと思います。ちょっと違う角度から申し上げますが、いわゆる高齢者の方々が運転免許証の返納をためらうということがございます。こういう都市部と違って交通網の発達していないいわゆる地方では、いわゆるつえのかわりに車、つえのかわりの車を取り上げたら即日困ってしまう。いかに危ないと思っても今日もまたご高齢者が運転をしているのが現状でしょう。

全国で65歳以上の高齢運転者が起こした交通事故は、一昨年、全国で10万6,000件と過去最高だったそうです。自主的に免許の取り消しを申請する免許の返納制度がありますが、返納者に対するバス、タクシー料金の村独自の割引サービス等も考えられたらいかがでしょうか。こんな考えがおありでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 先ほど来のお話、課長等からも答弁しておりますとおり、山形村におきましてはまだ先ほど来話題になっております福祉バス、それからアルピコグループ松電のバスはこれは8往復しておりますし、松本西部コミュニティバスが平日

は9往復しております。そのほかに鉢盛中学の前、これは一般の方も使えるということで、使用できるということで、これも4往復、広丘の駅までっております。

そんな中で近隣の方々からのお話だと、山形村につきましては、問題になっているのはちょっと交通機関が非常に不足しているという、この今回の村の住民からのアンケートにしても一番の問題といたしますか、課題として交通網に関することに対しての不満があったわけでございまして、それが一番多かったということで、私どもといたしましても研究しております。

そうしたときに、それはよそから見ると山形は非常に恵まれているのではないかとこのように見ているようでございますけれども、現実には先ほど課長の方から答弁申し上げましたとおり幾つものこれはあるはあるのだけれども、やはりその辺の交通整理をしていかなければならない時期かなというように思っているところでございまして、あちこちまた研究したり、また先ほど課長から申しましたように福祉輸送の介護タクシーですが、これが村内、今、私どもの把握しているところは9カ所ございまして、非常に手ごろな値段で、価格でやっていただいているところもあるわけでございまして、友の会という会員になると1回200円と、往復200円という、そういう価格でやっていただいているところもございまして、また1回について630円ということで、というところもございまして、いろいろのところで、ざっと調べたところによりますと9事業所があるわけでございまして、活動しているわけでございまして、それらの皆さん方ともまたご意見を聞いたりした中で、どうやったら一番山形村の住民として、村民として交通機関に対しての考え、それからどうしたら一番効率的で有効な方法があるかということも検討していく余地があるのではないかと、その時期ではないかというように私は思っております。

議員さんがご指摘でございますので、こんな機会に村の方も考えていく時期かなというように思っているわけでございますが、その辺のところはまた私ども担当課とも相談した中で、どうしたらよいかということを考えていきたいというように思っております。

村からのその負担等につきましても、いろいろ財政計画とか財政面もございまして、今、私の方で答弁は控えさせていただきたいというように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） 村長のおっしゃること、よくわかりました。これは参考まで

になってしまうかもしれませんが、お隣の朝日村さんは結構上手にやっていると思うのです。くるりん号と称する車を2台運行して活用され、これは料金が発生するために、我々の村の福祉バスとはちょっと違う問題がありまして、一応専門のタクシー会社の方に全委託。ただし、運転手には村民さんを雇用していると。

これは1回乗車100円、電話すれば村内どこでも来てくれて、どこへでも行ってくれる。また、予約も可能だということで、ただこの費用が結構大変でありまして、少し3年、4年前までやっていた国交省の地域公共交通活性化再生総合事業、これがどうも事業仕分けにより減額、あるいは打ち切りになるところで、今までこういうこの制度を利用されていた自治体は大変今窮地に追い込まれてしまっています。

平成24年度のお隣の朝日村さんのその2台分の予算、お伺いしましたところ約1,600万円も計上されている。これは大変なことで、今年度の補助金がもしなければ、全額これは村単で見なければいけない。

したがって、この総合事業が打ち切られるような時期にこれを今、この当村でやろうと思っても結構難しいとは思いますが、この質問を総合的に考えましたときに、これは我が村の問題だけではなくて、今後ますます深刻な社会問題となってくることはもう確実であります。なにしろ団塊の世代、これが65歳に達する2014年には1980年の3倍もの人口である3,300万人になるそうであります。

したがって、これは山形村でも言えることでもありますので、ぜひなるべく早いうちからこの山形モデルの構築を考えていていただきたいと思うのですけれども、最後に重ねて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） ただいまの上条議員からお話がありました朝日村の件でございますが、朝日村につきましては塩尻タクシー協会に委託してありまして、かなりの先ほど申しましたとおり高額な金額をお支払いしているということを聞いております。

それで、やはりドアからドアという形の中でやっているのですが、もう朝日の場合は大体利用者が固定してきているということは、もう大体それを利用する人たちが決まってきているということでございまして、朝日の事情は皆さんご存じだと思うのですが、アルピコのバスが私ども山形の上大池の車庫でとまってしまっていて朝日には行かなくなりました。さあ、困ったということで、朝日も何とかしなければいけないということで考え出したことだそうでございますが、先ほど議員さんからお話があったとおり国の方からの補助金によって成り立っているものですから、これも大変厳し

い状況だということを聞いておりますし、あと2年があれかなと、限界かなということも聞いております。

ただ、それは隣村の件でございますが、隣村から見ると山形は非常に恵まれているように思われておりますけれども、ご存じのとおりアルピコのバスも、大型バスもそれこそある人に言わせれば日中は空気を運んでいるのではないかということまで言われている状況の中で、利用しなければ恐らくだんだん山形においてもお隣の村と同じような状況になってしまうのではないかというような、そんなことも危惧しているところでございまして、今後先ほど申しましたとおりに松本西部コミュニティバスが、これがかねてから西山の方から一帯ですね、希望が出ておりました西山沿いの住民の皆さん方から、何とか足の方を考えてくれということございまして、やっとこれも去年の8月、今年の4月より正式ルートによりましてきめ細やかなサービスをしていただくようになっております。

これによって、今は松本総合病院になっておりますけれども、前の波田病院まで行くことも足は確保できましたし、また松本病院の方へも行ける足も確保できておりますので、とにかくその利用してもらわないといけないということで、総務課の方もわかりやすい時間表を皆さん方に、各家庭にお配りしたように、住民の皆さん方がわかりやすいように、また利用しやすいような方法も考えながらやっておりますので、波田への皆さん方のご助言等をいただければありがたいなというように思っております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） ありがとうございます。そのただ、西部広域コミュニティバスに関しましては、村としましても少ないかもしれませんが、応分の負担をしていることすし、やはり要望は要望として出していただきたいということを冒頭にも申したとおり、降りるのは任意であっても、乗らなければ何にも意味がない。つまり乗る場所が少な過ぎるということですので、村内にもう少し乗車口を増やしていただけたらとお願いし、今後の展望も含めましてこの問題は終わります。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員、次に、質問事項2「学校図書館をどうとらえるか」について質問してください。

上条浩堂議員。

（12番 上条浩堂君 登壇）

○12番（上条浩堂君） それでは、次に、「学校図書館をどうとらえるか」について

質問させていただきますが、まずは山口教育長におかれましては、4月以来ご就任おめでとうございます。また、今回が初の定例会ということで、ご苦労さんですがよろしく願いいたします。

それでは、質問に移ります。学校といいましても当村の場合、中学校が組合立でございますので、小学校に限って図書館の運営について、教育長のお考えをお聞きするものであります。

活字離れと言われて久しいのですが、新学習指導要領のもとに知識の習得だけでなく情報を取捨選択して活用することが重視され、我が村の小学校においても学校図書館法に基づく司書教員のほかに学校司書が配置されてはいます。幸いなことに最近はその貸し出し数も大分伸びて、その利用率も上がっているそうです。

しかし、読書場としてではなく学習センター、情報センターとしての役割が期待されてきております。今後我が村唯一の小学校の図書館運営ビジョンをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） 上条議員、2番目の質問であります「学校図書館をどうとらえるか」「専任の司書教諭の配置を求める」についてお答えをいたします。

学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を行わせるため司書教諭を置かなければならないとされています。また、司書教諭は、司書教諭の講習を終了した教師をもって充てるとされており、司書教諭となるべき前提は教師であることとなっています。

さて、議員ご質問の「専任の司書教諭の配置を求める」という件ですが、先ほど申し上げましたとおり司書教諭は教師であることが前提であり、教師は授業することが本来の仕事となります。したがって、司書教諭として図書館の仕事のみに専念することは、現行の法制度の考えの中では現実的には困難であると考えられます。

学校図書館は、子供たちの自由な読書活動の場である読書センターとしての役割と、子供たちの自発的、主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての役割を持っていると言われております。このような学校図書館の役割を踏まえ、学校図書館を学校教育の中にどう機能させ、学校教育の充実を図っていくことを考え、学校図書館の運営をしていくことが司書教諭の大きな仕事であると思います。

一方、図書サービスの提供を行うためには、求めに応じ常時サービスを提供できる

体制を整えておくことが必要であり、この部分を担う図書館専門職員の確保が必要になります。図書教諭だけでは学校図書館運営を完結することは困難であり、司書教諭と学校図書館専門職員が子供たちの学びを支援するという考えを基本に、一緒になって学校図書館運営をしていくことが学校図書館の望ましい姿であると考えています。

以上であります。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） はい、答弁ありがとうございます。ただ、ちょっと自分の質問の仕方がまずかったことは申しわけないですけれども、今回の質問の一番の趣旨は小学校の司書教諭の配置、これはいわゆる現在の教員の方々、それではなくて、専任ではなくて、要するに今の状態は資格を持っている方がただ兼任なさっているだけなのです。忙しい教員の方々にそんな時間的余裕はないのは当然でして、できれば山形村で専任の司書教諭を雇って据えるのが最善だと思いますが、このことをお聞きしたかったのですけれども、もう一度お考えをお聞きします。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 先ほど1回目の答弁で申し上げたとおり司書教諭というのは教員というふうに重きを置かれます。ということで、もし配置するのでしたら図書館の、私が先ほど申し上げたように図書館の専門職員と司書教諭が一体となって図書館の運営をしていくという、それが望ましいと考えております。

ですから、あくまでも司書教諭は教員が主であるというふうに考えております。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） それでは、ちょっと見方を変えた質問をさせていただきますが、先進地にちょっと事例を申し上げますけれども、山陰地方に島根県というのがございまして、この県は近年人口減少に全県的に悩んでいるそうでございます。

そこで、県を挙げて人口定着をさせるには、やはり子供に教育をして学力をつけ、島根県に活力をと、そんな何か大きなビジョンで考え出したそうなのですけれども、現在全学級が週1度の図書館の時間を持っております。専任の司書教諭、これ、ここが問題なのです。専任なのです。授業と全然関係ない専任の司書教諭がおります。それと学校司書、これは山形もおりますけれども。プラス学級担任を加えた3人で担当して教科の調べ学習、それを図書館を活用して行う、そういうことでありますので、そういう意味での専任の司書教諭と申し上げております。

ですから、これを村でもって、村単で専任の教諭を雇えばもしかしたら可能かなと、

こういうことですが、いかがでしょうか。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） もし専任の司書教諭を採用するというよりも、私は専門的に図書館を学んだ司書資格を持った方を採用した。そして、学校図書館を運営していくのがベストだと考えます。やはり司書教諭というのは、教員という立場で図書館利用を考え、いわゆる児童の立場を考え、そして司書の資格を持った方は図書館の専門でありますので、その方と一緒に図書館を運営していく、それがベストな姿だと思っております。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） 教育長の考え、よくわかりました。それはそれで立派な考えだと自分も思いますので期待申し上げますが、この質問の方の最後になりますが、島根県の、これは実際の司書教諭さんのお話なのですが、教室で見えない側面、これが図書館で見えることも多々あるということですが。

要は担任以外に子供を見る目線があれば、そういうことで先ほど申した学級担任、学校司書プラス専任の司書教諭、これにより校内のコミュニケーションがぐっと密になり、実際に学力テストの結果もかなり良好だと伺っております。何しろ少子化時代における親御さんたちのどう言ったらいいでしょう、地域活性化。人口が減ってはやっぱり地域活性化も下がってしまいますので、側面援助としてこんな図書館運営、こんな今後の運営の見直しが図られればと思いますが、最後にご所見をお伺いしてこの質問を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） まさに次の次代を担う子供たちが心豊かに成長できる環境をつくるということが私どもの役目でありまして、まさに図書館というのはそれを担っていると思っております。ですから、こちらからの答弁は財政的なこととかそういうことがあるのですが、そういう環境を整えるためにこれから努力をしていきたいと思っております。

以上であります。

○12番（上条浩堂君） はい、どうもありがとうございました。

以上であります。

○議長（上條光明君） 以上で上条浩堂議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 武 司 君

○議長（上條光明君） 次に、質問順位3番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項1「青年就農給付金について」質問してください。

小林武司議員。

（3番 小林武司君 登壇）

○3番（小林武司君） 「青年就農給付金について」質問させていただきます。議席番号3番の小林武司です。

この青年就農給付金の質問については、去年の12月の一般質問で途中までちょっと行ったわけですが、県から細かい内容の資料がまだ届いていないということで、途中で打ち切った経過がございます。その後、この問題がどうなったか、どの程度進捗しているかとか、そういうこともありますし、現実には農家で跡継ぎの問題がいろいろで、まだ悩んだり迷ったりしている方もおるかと思しますので、続けて今回質問をさせていただきます。

新規就農者への支援には、国の新規就農総合支援事業として、農の雇用事業と、また今回の青年就農給付金という内容のものや県の里親制度などがあります。

また、独自に支援策を示している市や村もあります。それぞれのまず条件に沿って選択しているかと思われます。具体的に比較というような面でちょっとお話というか、知っている限りで言いますと、新規就農総合支援事業のうちの農の雇用という立場では、ほとんどが40歳までが、規定が割合年齢には多いのですけれども、農の雇用就農の内容ですけれども、法人とかそういう関係に研修というような形と、そこで就農というか農業に携わっている場合ですけれども、これも昨年までは月9万7,000円くらいを援助していたわけですが、今年からは10万円で、それも昨年までは1年間ということでしたけれども、今年からそれを2年間というようになったかと思いません。

こういう新規就農総合事業の中にも2つありまして、青年就農給付金は後で申し上げますけれども、そういうことであります。それから、独自に支援をしている市や村の内容ですけれども、たまたま長野市、松本市、塩尻市とありますけれども、この問題も今回の青年就農給付金の制度が発表される前、1年ぐらい前に各市町村、新規就農者を募集していたわけですが、当時この平で松本市は31人ほど希望者があった。それから、安曇市が25人、しかし塩尻市では7人しかなかったということで、

塩尻市はそういうことも踏まえて、珍しく60歳以下という条件で2人分の予算、その金額的には年間60万円ということで、2人分ということで120万円を予算計上したということを行っています。

それから、松本市ですけれども、新規就農者は大変始めたばかりには非常に経済的にも、また資金的にも大変だということで、生活資金援助というような形も入れまして、月7万円で3年間一応支給するというので、その内容はJAで2万円、そして松本市で、市で一応5万円、そして7万円を1年にすると84万円ですか、それを一応3年間ぐらい支給するという、そういうような内容もあります。

それから、長野市の場合は月10万円で5年間、一応予定人員、一応30人ぐらいを予定して、大分大きな1億円近くの予算というような形をとっているそうでございます。

ただ、ほとんどのところが、ここの年齢制限が40歳以下というのが多いわけでございます。たまたま塩尻市では60歳を限定で、までということで2人を入れた。一応参考としてそんな話もちよっとしておきながら、今回の質問の青年就農給付金については、昨年11月ころの発表から今まで全国で多くの希望者がありまして、ある新聞によれば3月末の統計では1万2,000人程度との情報があります。これは国としては一応8,200人ぐらいを予定していたわけですが、3月の時点で1万2,000人、この中で実際の査定漏れして、現実に給付の対象になる人数は多少減るかと思えますけれども、いかんせん思ったよりも大分人気があるといえますか、申し込みがあったというか、相談があったということでございます。

村でもこの制度をあまりまだ知らない、またある程度知っていても細かい点までわからないために迷っている、うちの場合はこの制度に該当するのかなとか、そういう方がかなりあるかと、潜在的にもあるかと思われますので、ぜひ細かい内容を村民に知らせたり、また周知していただいて、ぜひこの事業を精いっぱい使っていい結果を残していただきたいと、そんなことで今日質問させていただきます。

質問の1番として、制度の内容はということでございますけれども、大変複雑でありますし、また細かい点もあります。そういう中で12月に概略は村長からご説明がありましたので、ポイント的な点でも結構ですでお話、お願いします。

それから、2番目に現実村で申請希望者や相談者が今までにあったかということ。一応予算的にも600万円、一応計上してあります。また、人・農地、人プランの策定にも12万円ほど予算も計上してありますけれども、そんなことで現実どうであるかと

いうこと。

それから、今の3番目の「人・農地プラン」の策定はどうなっているか。これも当然そのこのプランに合致というか、位置づけられていないと青年就農給付金というのは交付される対象にならないということでございますので、これもやらなくてはいけないことかと思えます。

また、そういう結果を踏まえて4番目に、今後の取り組み方を一応お聞きしたい。

一応そんなことで最初の質問をさせていただきます。お願いします。村長さん、お願いします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、小林議員からの「青年就農給付金について」のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初のご質問の「制度の内容は」についてお答え申し上げたいと思います。

青年就農給付金制度は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間及び営業、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金を交付するものでございまして、「準備型」と「経営開始型」の2種類があるようでございます。準備型とそれから経営開始型の2種類だそうでございます。

まず、準備型でございしますが、農業技術等の習得のため研修する就農希望者を支援するもので、農業大学や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける場合に、研修期間中、最長2年間について年間150万円を給付するものでございます。給付対象者は、就農予定時の年齢が原則として45歳未満で、農業経営者となることに強い意欲があり、研修終了後は独立・自営の農業経営等を継続することが必要となるわけでございます。

次に、2つ目の経営開始型でございしますが、人・農地プランに位置づけられている原則45歳未満の新規就農者に対し、農業を始めてから経営が軌道に乗るまで最長5年間について、年間150万円を給付するものだそうでございます。なお、給付対象者は、完全に独立・自立した農業経営が必要となるということでございます。

次に、2番目のご質問でございします「申請希望者や相談者はあるか」についてでございますが、青年就農給付金の申請希望者や相談者につきましては、今まで四、五人の皆さんが村の産業振興課の窓口に来られているという報告を受けております。

次に、3番目のご質問の「人・農地プラン策定は」というご質問についてでございますが、人・農地プラン、地域農業マスタープランにつきましては、地域の合意形成に基づき、地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体及びその経営規模等を定めた計画を策定するもので、村において策定作業を現在進めているところでございます。

人・農地プランが単に給付金や協力金の交付目的とならないよう、山形村農業の経営や生産に関する基本的対策についての実施方針や目標、それに推進するための各種補助事業の導入計画を定めるプラン策定に計画的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、4番目のご質問の「今後の取り組み方針は」についてのご質問にお答えしたいと思います。

村、JA、農業委員会、農業再生協議会等の関係機関は、それぞれの役割を担いながら県・地方事務所、農業改良普及センター等と連携を図りながら、先進的な地域の情報を共有しながら、青年就農給付金の対象者の把握と制度の普及に努めてまいりたいというように思っております。

また、給付対象者には、今後の農業経営の意欲などをお聞きしまして、中心となる経営体や新規就農者が誕生した場合は、個人情報取り扱いに注意しながら、随時人・農地プランに位置づけるとともに、より多くの就農希望者に山形村で農業経営の夢をかなえていただくために相談段階から研修、それから就農、定着段階まで就農希望者等の習熟度に当たった支援を行ってまいりたいというように思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（上條光明君） 小林武司議員。

○3番（小林武司君） ありがとうございます。1番目の最初の制度についてですけれども、村として準備型の場合は非常にえらい問題ないかと思えます。このとおりで解釈、普通の人ならできると思えます。

ただ、その一番私もそうなのですけれども、経営開始型という方の方で、原則45歳未満ということで独立・自営就農者ということになってはいますが、原則ということ、この原則というのは一応45歳ではなくて46歳、47歳、その辺までを可とするものなのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思えます。

ただ、これが経営開始型だと、こういう事務手続やいろいろの時間で半年、1年たってしまうというようなこともありますので、受理されてから結局支給の方に回ると

思いますので、どうしてもロス時間があるというようなことで原則になっているのか、一応最高の場合5年間給付ができるから、その間で余裕を持って途中から、3年目からもらうというような、そういうようなことも考えられるということで原則という形になっているのか、その辺もちょっとはっきりはわからないわけですがけれども、理由とその幅、原則をどうしてこうなっているのか。

それと、本当の新規就農という新規という意味が、二、三年前から就農というか、うちの手伝いとかいろいろしていた場合でも新規で、当然普通の考え方で10年も前から後継者というか、うちの人たちと一緒にやっていると、そういう場合は当然普通に考えて新規とは言いがたいけれども、その新規という言い方の判断ですけれども、二、三年前からやっている、それもいろんな真剣にやっている人、またどうすればいいか迷いながらやっている人、そういう方もいるかと思しますので、その辺をちょっと見解をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） では、まず原則45歳未満の関係のその原則という関係なのですが、この原則につきましては、これ、国から示されている要綱の中に原則という言葉がありまして、それで多分いろいろな新聞とか資料等でも使っていると思うのですが、これについては基本的に新規に就農した時点が45歳ということでありまして、この原則という言葉については恐らく何らかの事故とかアクシデントがあったようなケースで、だれもがしょうがないということで認める場合については、若干45を1カ月なり2カ月超えてもしょうがないかなということでも恐らく見るのではないかと、基本的には45歳未満ということでこれからすべて取り扱っていくことになるかと思えます。

それから、その新規の関係なのですが、新規就農につきましては平成20年4月以降就農したということに国の方から示されておりますので、それ以前につきましては今回の給付金の対象にはならないということでもあります。

以上です。

○3番（小林武司君） ありがとうございます。

○議長（上條光明君） 小林武司議員。

○3番（小林武司君） そうすると、これからははっきりと45歳未満をやっぱり重視というか、基本ということで若干の月ぐらゐの延びは認めると、理由によりということで理解していいわけですね。

それから、2番目の問題ですけれども、希望者や相談者はあるかの点ですけれども、一応今四、五人あったというわけですけれども、その大体の細かい内容は個人的なこともあるかと思いますが、該当するについてその内容的というか、問題がなかったか。可能性が四、五人あったうち、ほとんどが査定に通りそうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 一応産業振興課の方へ四、五名の方が来られたわけなのですけれども、あくまで今回の給付金については独立・自立ということですので、なかなかその親元でやっていくという方については今回の給付金の対象にはならないわけですし、こちらの中でその相談者も含めた中で、一応今回新規就農者等をリストアップした中で、3名くらいの方は今回のこの給付金には該当するのではないかということ考えております。

以上ですけれども。

○3番（小林武司君） ありがとうございます。議長。

○議長（上條光明君） 小林武司議員。

○3番（小林武司君） ただいまの親元中のというのが一番何て言いますか、普通の人が迷ったり心配しているし、その自分ではなるべく何とかならないかと思っている方が多いかと思えます。

親元就農する場合でも、一応独立した部門経営を行う場合は可能ということになっていますので、もし山形のように複合的な作物も多い中で、花は専門に新規の方がやると。そして、今までの田んぼや普通の野菜は親たちがやっている。そういうことでも、花と、もしそれで経営とかそれが不可能ならもう1つくらい部門を増やして、もしセロリか何かやっていたら花とセロリを専門で独立、親と分離してやれば一応この制度の対象にはなると思うわけですけれども、そういうことも一応相談者にはお話、もしそういうことで迷っている人があれば相談はしている、言ってもらいたいし、しているわけでしょうか、今。お願いします。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 実は今回村の方でプランを立てるに当たりまして、ある程度該当しそうな農家の方々に対してこの6月中にアンケート調査を出すということで、この給付金の制度のPRも兼ねてアンケート調査を実施したいということで考えております。

今、議員さんが非常にご心配しているとおり、これはどこの市町村も非常にそういうことで心配しております、もっと要件が緩和されないかということで、今、県を通じて国の方に要望しているというような段階でありまして、ちょっと国の方でどうなるかわかりませんが、やはり地元の市町村ではどうしてももうちょっと緩和してほしいという意見があるものですから、県を通しまして国の方へ現在要望しているという段階であります。

以上です。

○3番（小林武司君） 議長。

○議長（上條光明君） 小林武司議員。

○3番（小林武司君） 今の住吉課長の話、非常に力強くというか、心強く思いました。とにかく緩和してもらったり、一番普通に考えられる要するに親元就農でUターンしてきてやるのかそういう方、それが非常に山形も該当する方が多いかと思っておりますので、ほかの研修に行ったり、本当に新規でほかの職から来てやる方、そういう方はもう今まで、このとおりで問題ない。

一番規制されているというか、親元就農、せっかく親の跡を継ごうという気持ちでやっている方に今の規制が強いということを、ぜひそういうことを強く言ってもらって、少しでも少しでも望んでいる人が就農できるようにお願いしたいと思います。

それから、次のマスタープランの問題ですけれども、6月中に一応アンケートを兼ねて、今、宣伝を兼ねてプランづくりを進めるということですが、山形は非常に特別にちょっとほかと比べてもプランの内容にもかなり差を、特異な点を条件に入れられるような気がしますので、県とか国からマニュアル、マスタープランはこういうふうにつくりなさいよとか、内容もある程度指示されてきているかと思いますが、山形はその独自のなところが、強い線があるかと思っておりますので、ある程度村の当然さつき村長が言ったように5年、10年の先まで見越してのあえてこの新規就農者の給付金のためではなくてつくるということですが、ある程度国の示したプランのマニュアルとは違った特色を持った線を出してもらおう。

就農もしやすく、その意欲も出る。要するに10年後にも非常に村が心配なく農業が継続できるような方法をぜひ条件の中に盛り込んで、知恵を結集していただきたいと思っております。

予算的にもその600万円が新規就農総合支援事業という形で来ています。その中にはさつき言ったように雇用と新規青年給付金と2色あるわけですが、青年給付

金だけでも150万円ずつ4人なら600万円で終わってしまうわけですけども、雇用の関係にも入って総合的な600万円だと思いますので、その辺、もし人数がもう少し希望者があった場合にどうするか。

恐らく国のそういう費用もこの新規就農だけでも104億円だかの予算になっています。それも恐らく足りなくなるような予想が、予感がしますので、来年以降もこの事業が続く場合には今回漏れたというか、もし五、六人くらい希望があった場合に、そういう場合に予算措置を来年度に回すのか、希望者を来年にしてもらおうのか、その辺どういうお考えか、わからないこともあるかと思いますがお願いします。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 現在の予算額600万円ということなのですが、これ、最終的に国全体でトータルした場合に多くなるのか、少なくなるのかというのは現状ではわからないわけですが、その国の配分がどの程度になるかというのがはっきりしないところで、村についてちょっとコメントがしっかりしたものができないわけですが、今年度恐らくその支給できないような場合は、恐らく来年度の予算の方へ多分国の方も回すとなると、村の方についてもそのようなパターンでやっていくしかしょうがないかなということで考えておりますので、そこら辺は国の方、県の方と相談しながらやっていくしかないかなということで思っています。

以上ですけれども。

○3番（小林武司君） ありがとうございます。大変に。

○議長（上條光明君） 小林武司議員、済みません、挙手と議長ということだけしっかりお願いします。

○3番（小林武司君） 議長、済みません、どうも。

○議長（上條光明君） 小林武司議員。

○3番（小林武司君） ちょっとちぐはぐというか、まとまりのない内容になってしまいましたけれども、大変にいろいろと農業問題はいろいろ複雑なわけですが、ぜひ村でも新規就農者とか後継者の方が5年、10年後にもこの村が、その人たちがしっかり頑張っていけるようにぜひこういう制度も利用していただいて、定着していただきたいと思います。

大変にとげとげしい内容で申しわけなかったです。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で小林武司弘議員の質問は終了しました。

ここで休憩をしたいと思います。ちょっとこの時計で10時50分ということで、まで休憩ということで、休憩。

(午前10時36分)

○議長（上條光明君） ただいまから休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時50分)

◇ 大池俊子君

○議長（上條光明君） 次に、質問順位4番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「税と社会保障の一体改革により医療保険制度はどうか」について質問してください。

大池俊子議員。

(1番 大池俊子君 登壇)

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。今日は3つの問題について質問したいと思いますが、初めに「税と社会保障の一体改革により医療保険制度はどうか」を質問します。

5月8日、消費税増税を柱とする「税と社会保障の一体改革」の関連法、衆議院本会議で審議しました。この法案は社会保障財源を口実に、消費税を国民に押しつけ、社会保障については医療費の国民負担を増やし、受診を押しさえ込むことで医療費の公的負担を削減、病院、介護施設からの追い出し、介護保険制度も崩壊の危機にさらされています。

生活保護制度も支給額を削減、保育制度も子育て新システムの名で公的責任を放棄しようとしています。国会特別委員会で審議される7法案は消費税関連2法案、年金関連2法案、消費税を2014年4月から8%、15年度から10%への引き上げ、13.5兆円もの国民負担になります。

済みません、字が間違えている。厚生年金と共済年金の一元化。年金切り下げの一方で、低所得者へのわずかな加算や一部のパート労働者に適用を広げる。子供、子育て新システム関連3法案などです。

そこで質問します。

国保税の滞納状況は。短期保険証、資格証明書の交付状況は。無保険者は。

2つ目に、国民健康保険の広域化でどう変わると思われますか。

3つ目に、後期高齢者医療制度から新制度への移行でどう変わると思われますか。

4つ目に、この一体改革をどう受けとめますか。今まで村としても福祉の村として築き上げてきた生活、福祉は守られると思えますか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池俊子議員から出されておりますご質問「税と社会保障の一体改革により医療保険制度はどうなるか」についてご質問にお答えしたいと思います。

まず、1の国保税の滞納状況でございますが、平成23年度会計におきましては、現年度課税分の収納率は94.2%、1,600万円の未収であります。また、滞納繰越分の収納率でございますが15.0%で、全体では6,900万円の未納となっております。

短期保険証の交付は19世帯、資格証明書の交付はございません。

また、無保険者についてもおりません。

2番目の国保の広域化でございますが、県では広域化に向けた財政支援計画を作成しているところでございますが、全国的にはまだ進んでいない状況でありまして、このような中で何がどう変わるかも具体的には示されておりません。

3番目の次に後期高齢者医療制度でございますが、国会の審議状況により変わる事となりまして、現段階では今のところまことに申しわけございませんが、詳細がわかっておりません。これらは消費税の増税と一体のため、今後法案が修正されることなどが考えられるところでございます。

また、4番目のこの一体改革でございますが、折しも東日本大震災の復興とあわせ厳しい国の財政の中、国はますます進む高齢化での社会保障を充実するため、医療保障制度の変革を強いられ、何らかの財源確保を必要としているわけでございます。

この改革では財源が間違いなく有効利用され、だれもがいつでも安心して医療を受けられる制度となるようさらなる充実を望むところでございます。

以上であります。

○議長（上條光明君） 済みません、挙手と議長という発言をして、了解を得てから発言していただきたい。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは、2回目の質問をしたいと思います。この今の答弁の中で滞納状況を言われたのですが、実際に23年度の決算の中で滞納額が257万円余り前年度より増加している。そして、収納率も落ちているということです。それから、不納欠損額も出てきています。

それから、後期高齢者についても不納欠損はないけれども、全体では9人分の滞納があるということで、介護保険特別会計においても実際に保険料として引かれて、もう既に引かれてしまっているにもかかわらず不納欠損まで出てきています。

このようなことから見ても、国保の滞納状況は大変なことになるし、このことによって医療にかかれなく控えてしまうという人たちも確実に増えてきているのではないかと思います。

民医連の全国の調査の中で、正規の保険証を持ちながら窓口負担が足かせとなって亡くなった人が25人、全体で昨年、23年で、2011年度なのですが、67人の人が経済的な理由で医療機関への受診が遅れて亡くなったと言われています。

その中で保険証を持ちながら亡くなった人が25人、それから保険料の滞納などで資格証明書を発行されていなくて亡くなった方が7人、それから無保険者、保険証を持たない人が25人となっています。

そういう点から見てもこの滞納額が増えているということ、それから資格証明書、村では資格証明書を発行せずに短期保険証の方が19名ということですが、窓口へ短期で、窓口へ来てもらって1カ月ずつでも払ってもらって、なるべく滞納額を減らすということでやっていると思うのですが、そういうようなことから確実にこう医療にかかれなくなっている人が増えているという現状があると思いますが、そういう点では今度のその医療制度の改悪というのをどういうふうにとらえているか。

国全体の流れとしてはまだ現在進行形で議論中ですが、どういうふうにとらえているかということをお聞きします。

それから、広域化の問題でもまだはっきりした結論が出ていないのですけれども、広域化になった場合に、これももう国会を通ればすぐ村におりてきて、村の中でもこう議論され、もうすぐその制度に移行しなければいけなくなるということで、広域化になった場合にはどんなことが懸念されるかということ、何かお考えがありましたら

お聞かせ願いたいと思います。

それから、後期高齢者についても後期高齢者の制度自体が利用が増え、後期高齢者になった途端に別会計でやって、利用が増えれば増えるほど料金も上がる仕組みになっていますが、そのことでも新制度にするということを言われていますが、新制度になった場合に今の後期高齢者医療制度が改善されるかどうか、そういうことでどんなふうに感じておられるかをお聞きしたいと思います。

それでは、2回目の質問はそれで。

○議長（上條光明君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、大池議員の2回目の質問にお答えをしたいと思います。幾つもありましたので、また落ちがありましたらご指摘をいただきたいと思っています。

まず、保険証の関係ですけれども、当村におきましては基本的には滞納者であっても短期の保険証までをもってそれぞれ対応して、医療機関への受診を必要があればお願いしているということでもあります。

したがって、納税は基本的なものではありますがけれども、滞納者であっても受診を制限しているつもりはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、国保の広域化の質問であります。これにつきましては、長野県におきましては広域化、いわゆる県内における全市町村が今まで各市町村ごとに行っている保険者の事務をいわゆる県なり、あるいは県の別の組織にしましても一本化して、そちらで行うという構想の中で、その前段という形の中で各市町村、非常に財政的に厳しいものですから、この財政支援計画というものを立てて、この中でいわゆる医療費のむだ遣いのものを省く医療費の抑制、あるいは先ほどもお話がありました保険税の徴収率のアップ、こういったもの。あわせて規模の小さくて財政的に苦しい保険者への何らかの支援策、こういったものを国等の費用を使って行う計画であります。

これがゆくゆくいわゆる県を1つにした広域化になる。そういったもとで進めております。が、全国的に見れば、先ほど村長答弁にありましたとおり、この方向そのものについて、まだまだ進めるには時間がかかるということで、全国的な合意形成がとられていないという中での長野県のやり方です。

これを行うことによりまして何が一番メリットがあるかというのは、各自治体ごとのいわゆる保険者としての事務です。これが非常に簡略化されます。この事務におきましては大変複雑な事務を毎月行っているわけですので、これの省力化、あるいはそ

の業務をまた新たな保険事務の中でも振りかえられるというようなことが考えられるかと思います。

あわせて、長野県を仮に1本とした広域化を考えますと、保険税の税率も均一化されます。したがって、市町村ごとに変わっている保険税、あるいは保険料、こういったものが転入出によって格差がなくなるものと見られております。ただ、あまりにも医療費が低くて保険料が、保険税、少ない市町村におきましては、これは経過措置というものが後期高齢者医療の場合でもございます。

したがって、そういうところではいわゆる不均一保険料というような形の中で、当分の間は保険料が下げられるといったようなことも考えられるものと思います。

それから、後期高齢者医療制度、こちらの関係ですが、現段階での情報では、今後この法案によってこの制度はなくなるものというふうに見られております。それまで大分修正案がございまして、残すという案もありましたけれども、すべて後期高齢者医療制度の制度を廃止して、今まで75歳以上の方については再び国保等へまた戻るといった形で考えております。

しかし、これらの内容は今、国会で審議されているまず消費税の可決であること、その後この一体改革に伴いまして社会保障制度、このものの中で今後どうするかというような形がありますので、まだその前段階が決まらない中では、こういった話もまだ詰まっていけないものではなかろうかというふうに思っております。今回の税と社会保障一体の改革におきまして、社会保障につきましてはこの医療制度はもとより若い世代の社会保障、年金、それから雇用の問題、こういったものをすべて統合的にとらえた中での改革というようなことで、まだまだ詰める内容、未定の内容がかなり多いと思いますので、私の方ではまだそういった情報まで入ってまいりませんので、また注目をした中で行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今、答弁いただいたのですが、広域化によって長野県はまです承していないということなのですが、このことによって事務の効率化とか簡略化とかそういうのは都合、行う側にとっては都合がいいことがあると思うのですが、例えば村独自で行っているいろいろな施策のことや、また一般財政からの国保財政への補てんみたいなことも、実際にそういうことが今までどおりにできるのかどうかというようなことも懸念されると思うのですが、そういう点についてはどうでしょうか。

それから、先ほども確かに資格証明書は出していない、無保険者は出していないと言うのですが、その医療を受ける側にとってはお金がない、そういうことで保険証がない、お金がないということからも、もう病院に行けなくなってしまおう方が出てくるのではないかと思います。

民医連の関係でも無料定額診療というのが今年度から始まっています。そのことによって、とりあえず全然お金がなくても医療機関にかかって、そこから生活保護への移行とか、そういうのに移っていくところまで、徐々にではありますがこう進んできていますが、村の中でも実際に例えばさっきの足の問題もそうなのですが、医療機関に行くのに足の手段がない、また福祉タクシーなんかを使ってもこうお金がかかってしまって回数を削減したりするという例がいろいろ出てきていますが、そういう点からとらえると、広域化についても国民健康保険についても、さらに障害が出てくると思いますが、その効率化の面だけではなくてそういう面をどういうふうにとらえるか、再度お聞きしたいと思います。

それから、もう1つ、この社会保障の一体改革というのが、国のねらいは今までの国保というのは国民皆保険で、例えお金がなくても国の保障、生活保障、社会保障としての制度としてあったものが、結局今は自助制度というか、相互自助制度みたいな感じで、お互いにお互いをこう守っていく、助成していくということで、結局お金が払える範囲で医療がかかれる制度にしていくというのがこうねらいになってきていると思うのですが、そういう点から見ると今までの社会保障としての制度と今、一体改革として進められている改革とのねらいというのがこう変わってきているというか、さらに生活がしにくくなってきているのではないかと思っているのですが、その今のその変えられようとしている社会保障、保険制度なのですが、と例えば国保、本来の国の言う社会保障、最低人権をその一人ひとりの人権を保障されているその保障というところから考えてどういうふうに思われているか、その点、村長さんをお願いします。初めの問題はお願いします。

○議長（上條光明君） 清沢村長。青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、後ほど村長答弁という形になるかと思いますがけれども、それではまずこの一体改革に含めた医療保障制度、まず大池議員ご質問の国民皆保険制度、これにつきましては昭和30年代に創設されたもの以来もう半世紀が過ぎようとしております。

したがいまして、非常に現代の日本の社会にはそぐわない点も出てきているという

のは事実であります。しかし、制度としてこれがある以上、当然法律でありますので自治体はこれに沿って進めていくべきであるという中で、今現在非常に大きなこの保険制度の曲がり角を審議している状況であります。ある意味期待を持っているところでもあります。

したがいまして、今後この内容によりまして今までの国民健康保険、簡単に言えば通常3割の窓口負担、これも変わることは考えられます。これらにつきましては国会でやることでありまして、非常に私たちでどうのこうの、あるいは要望を上げてもどうのこうのという次元ではなかろうかと思われまます。そんなことでお願いしております。

いずれにしましてもいわゆる高齢化、これはもうどうしようもない現実であります。今現在、高齢化率が約30%に近づくところではありますが、これが2050年にはこれがさらに進んで、1人が1人を今後見なければいけないくらいの高齢化率になってくる。そうなりますと、もうすべての世代がすべての人を支え合う、そういったことを想定した中で行うものでなければならないということ。

あわせて医療につきましてもやはりT P Pの問題があります。大池議員ご指摘のとおり国保の本来であれば保険証を使えば最大の医療が受けられるというものが、このT P P問題に絡みますと、やはりある程度の限度まで抑えられた医療になることも考えられます。

そういったことも視野に入れた中で今後どう変わるか、あるいは各市町村で行っている国保の市町村ごとの補助率等の異なる事業も今後どうなるのかわかりませんが、制度が改正することによって幾らかでもよくなることは十分期待できるわけありますので、私の答弁はそこまでとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） ただいまの課長の答弁でほぼ私と考えは同じであります。ご存じのとおり皆さん、大池議員もご存じだと思っております。日本の貿易収支は昨年31年ぶりに赤字に転落したわけでございます。その要因となったのは日本の、東日本の大震災やタイの洪水によって自動車や電子機器の生産の減ということもありますし、また円の相場の上昇、それから火力発電に伴う液体ガス化、要するに燃料の輸入額の急増というような形の中で大変厳しい状況、31年ぶりの赤字転落ということでございます。

これは貿易収支でございますが、そのような中で日本の先ほど申し上げましたとおり財政状況は厳しいものとなっておりますわけでございまして、このたび社会保障と税の一体改革をめぐる論議がされているところでございますが、デフレや円高の中で消費税を導入するとなれば、経済が悪化するのではないかという声が多いわけでございますが、先ほど言いましたようにこれは社会保障と税の一体改革という中のございましたとおり、先ほど青沼課長が内容につきましては申し上げたとおりでございまして、政府与党におきましては経済状況を好転させるという条件を出しております。

経済成長率が名目3%で、実質2%ということでございまして、いよいよ再来年になりますか、平成26年4月より増税に踏み切るような状況になっておるわけでございます。

財政再建か、また経済成長かのどちらかを優先するべきかが、簡単には決着ができないのではないかとこのように私は思っておりますけれども、それにはやはり社会保障が絡んでくるわけでございまして、日本のそれこそこれからの社会保障制度問題につきましてもそうですし、すべてに関する大事な今回は大きなテーマを抱えた、日本人の一人ひとりが抱えている大きな問題ではないかというように国会の成り行きを注視しているところでございます。

そんなことでございまして、どういう形になるか、私ども見守ってまいりたいというように思っております。また、その状況に、結果によりましていろいろの方向性は決まってくるのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） これで最後にしますが、結局先ほどから消費税の問題も出ているのですが、消費税を上げれば国の国民の消費は一層冷え込んで、いよいよ大変な事態になってくると思います。

それよりも、今ずっと条例改正が出ているのですが、法人税を減額するだけでも、その分は社会保障の方を賄い、回っていくという数字が出ています。先ほどから国保の問題を言ったのですが、国保というのはやっぱり低所得者が多く加入する保険制度です。ここでやっぱり手厚くしていかないと本当に医療離れ、医療にかかれなくなっ

て病気になって亡くなる人が一層増えていくということを思っています。

ぜひ村としましてもこれからどんどんこういう制度が入ってくる中で、今行われている村独自の福祉の施策など低下しないようなものをぜひ維持し、またさらによくしていくために尽くしてほしいと思います。

以上でこの質問は終わりにします。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員、次に、質問事項2「脱原発首長会議への参加を」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、2つ目の質問をします。

「脱原発首長会議への参加を」、4月28日、昨年の東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、全国の自治体首長70人が脱原発を目指す首長会議を発足させました。

この総会で、大飯原発など拙速な再稼働に反対する決議、今年夏策定予定の「新しいエネルギー基本計画」で原発ゼロを決定するよう政府に求める決議を採択しました。木曾町の田中勝己町長も呼びかけ人となっています。

村でもさまざまな新エネルギー対策が予算化され、実施されています。

そこで質問します。

1つ目に、村長は脱原発についてどう考えますか。

2つ目に、脱原発を目指す首長会議へぜひ参加してほしいがどうでしょうか。

3つ目に、山形村の環境基本計画にも省エネルギー、新エネルギーの利用促進を掲げていますが、今年の新たな計画はあるでしょうか。

4つ目に、温暖化対策についてはどのくらいの目標を予定していますか。

以上で、1回目の質問にします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池議員の2番目のご質問、「脱原発首長会議への参加を」についてお答えしたいと思います。

脱原発につきましては、私は今後は国全体を含めそういう方向になろうかと思えます。しかしながら、直ちに原子力発電を停止するには、必要電力を長期的に賄えないことなどから、代替えとなる発電や発電量を確保できるめどをつけてから原発エネルギーより脱却する方が望ましいのではないかと考えております。

首長の発言は住民にとって大きな影響が生ずるわけでございます。この首長会議は、早い時期に原発を停止することが織り込まれておりますが、一旦事故が起これば長期

にわたり大変危険であることから、このことに異論はありません。

しかし、代替えとなるエネルギーが確保されないまま原発を停止した場合、もちろんGDPの低下、国民の電力使用の考え方の転換、家電製品等の省エネルギー化、省エネ化などまだまだ多くの課題を克服する必要がある、対策や政策に時間が必要であろうかというように考えております。

その方向性がない中で電力が不足し、その不足した場合の村民の安心・安全な生活をゆだねられた私村長の立場といたしましては、この会議の参加には慎重にならざるを得ないところであります。

次のご質問の省エネルギー、新エネルギーの利用促進でございますが、今年度につきましては特に真新しい計画は特にございません。また、CO₂の削減目標は、平成23年3月策定の第2次山形村環境基本計画におきまして、国の計画である平成32年までに平成2年比の25%削減を位置づけておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは、先ほど電力不足という懸念があるというのを言われたのですが、実際に福島第一原発の事故以来1年間たったのですが、全国的にエネルギーの削減、省エネなどを行いながら1年たってもその電力不足というのは言われていなかったと思います。

その点で、今、全原発が休止して、また大飯原発の問題があるのですが、したわけですが、それでもあまり困っていない現状なのですが、その点をどういうふうにご考えておられるか。

それから、先ほど原発がなければ、原子力発電所の会社の方では原発がなければ電気料をもっと上げる、東電なんかやっているのですが、そういうふうに行われているのですが、実際はそうではないのだ、その事故を起こしたことに対する反省もなくそういうのを言いわけに再稼働をねらっている。

大飯原発も新しい安全神話というのをもち出しながら再稼働をまたやっているわけですが、そういう点では先ほどの村長のもしとまって電気不足になればということとはちょっと違うような気がするのですが、そういう点ではどういうふうにとらえるかということですか。

それから、もう1つ安全神話ということで、ちょっとうちを整理していたら子供の高校のときの『原子力発電に迫る』ということで、日本の原発とその実態はという内

容と、それからチェルノブイリ原発事故を探るということで、何かおもしろい資料が出てきました。

その中でちょっと読んでみますが、「日本では」、これも平成6年ぐらいでかなり古いのですが、「日本ではチェルノブイリ原発のような事故は起こらないのか」ということで、「チェルノブイリ型の原子炉は旧ソ連が独自に開発したもので、低出力では原子炉の状態が不安定であり、何かの弾みで出力が上がって原子炉内の蒸気量が増えると出力が急上昇してしまうなどの安全上の基本的な欠点があった。この欠点は欠陥とも言えるほど重大なものであり、日本では国の安全審査をパスすることはできないほどのものである。日本の原発では出力の上昇を自然に抑える自己制御性を原子炉に持たせていることが基本的に違っている。どのような出力で運転しても原子炉の状態は安定しているものである。何かの弾みで出力が上がっても自然にその上昇が控えられる特性があるので、出力の急上昇は起こり得ない。また、人間はミスを犯すという前提に立ち、原子力緊急停止装置など安全性に重要な影響を与えるものについては、人間の判断や操作に頼ることなく自動的に働くシステムになっている」などなどこう美辞麗句が並べられているのですが、実際に起こった事故は本当に無残なものでした。

こういうことから見ても、今、全国の原発、脱原発の首長会議ですが、70人ぐらいが手を挙げてやっているのですが、ぜひ山形の村長も再度考え直して、ここの原発、反脱原発のところへ参加して一緒にやってほしいと思いますが、再度の質問ですがどうでしょうか。

それから、もう1つ環境基本計画の問題で、先ほど25%の削減の目標ということで、3月議会の決算の中でも電気の省エネ、倹約、節約の中でも言われたのですが、その中でまたエコキュートとか、それから省エネの問題で25%まだ目標にしているというのですが、昨年と同様な取り組みに置くのか、それとも役場の中でも周辺でも、また新たにというか、そういう計画があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、もう1つは提案なのですが、ノーカーデーという話をよく言うのですが、やっぱりその環境デーみたいなのを考えて、小学生とか小・中学生を対象にしたり、また村民対象にそういう啓発を行う機会を、とらえる機会を持ったかどうかという、と思うのですが、そういう点ではどうでしょうか。

以上の3つぐらいの点でお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） それでは、私個人の、自身の原発に関する事、またその首長

の会議等につきましてはのことは先ほど申し上げましたけれども、私自身の考えを申し上げたいと思います。

ご存じのとおり先月の5月5日に北海道電力の泊原発の3号機が定期検査に入りまして、国内の全原発の50基になりますか、が停止するというところで歴史的事態ということになって現在続いておるわけでございます。

そんな中、皆さんご存じのとおり関西電力の大飯原発3号機と4号機、福井県のおおい町ですか、の再稼働が議論されておるところでございます。このまま運転を停止とすとなれば日本の産業界と大きな、産業界が特にそうですが、大きなマイナスの影響は避けられず、また一般家庭においても電気料が上がり、日常生活に悪影響を及ぼすという報道がされている一方では、必要な対策が先送りされまして、想定外の災害が来た際の対応ができていない。政府は国民の健康を優先した安全対策について早急に示すとともに、再稼働させずにすべての原発を廃炉にするべきという声も大きくなっておるわけでございます。

先ほど来大池議員が申し上げましたとおり資料によりますと一昨年、おとしです、原発の比率は26%となっております。私は今後原発の新增設、新しくつくるということはやめまして、運転開始から年月がたっている原発を順次廃炉にして、やがては原発ゼロにする案がベストだというように私は思っております。

その間、再生可能な新エネルギーを国が強力に推進すべきであろうかと考えております。各種の世論調査では国民の多くは、先ほど申しましたとおりに政府に対しまして脱原発への方向転換を求めているというように思っております。

同時に原発を急にとめた場合、やめた場合、それぞれの日常生活にどのような影響が出てくるのか心配し、不安を抱いている国民もおるというように思っておるところでございます。

いずれにいたしましてもこの件に関しましては、高度に政治的なテーマでありまして、国民の意思を問うべき重大な問題であると思っております。

以上、私の考え等につきまして一端を申し上げた次第でございます。よろしく願いします。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 役場庁内等での本年度の省エネの対策でありますけれども、5月におきまして課長会議等を開催をいたしまして、昨年同様のクールビズ等省エネ対策につきましては5月前倒し、それから10月末までというような方向で統一をい

たしまして、庁内あるいは各施設での省エネ対策等、省エネ対策につきましては昨年同様で対応しておりますし、村長の答弁でありましたけれども、25%削減に向けての対策も今後取り続けていくということで、庁内等で統一をしておりますので報告いたします。

以上であります。

○議長（上條光明君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、あわせまして不足しているかと思われる分についてお答えしたいと思います。

まず、電力不足の件、これにつきましては村長からの話のとおりでありますけれども、やはり問題は原子炉を停止してそのほかの既存の発電方法、これに伴った場合、今現在各電力会社はこちらに転換をしながらやっているかと思えます。

これに伴ってあわせて今まで停止していた水力発電所の再運転、あるいは高価な燃料を使つての火力発電等々、人件費、あるいはいわゆる社内的な経営にも経費がかかるものと思えます。

また、あわせまして原子力発電につきましては、今までは国策といいますか、国が進めて行っていた関係上、非常に多額の投資をしております。発電所の内部はもちろん、使用済み核燃料の再処理、こういったものを例えば外国、イギリス、あるいはフランス等にまた出して行っている。こういったところまでにも建設の経費を日本が出しているわけでありまして、非常にこういったものについての問題、これをどう解決するかというようなことが国ではやはり考えられているために、全体を含めまして数字的には電力の不足になるのではないかと思います。

あわせまして特に日本の場合は、発電機の使用によりまして50ヘルツ、60ヘルツ、これは富士川を境にしてそれが違っております。したがって、この周波数を変換して相互に電力を融通する場合におきましては日本では3カ所、もちろんこの近くでは新信濃変電所、こちらは能力100万キロワットです。そのほか静岡県の2カ所を入れても能力では200万から300万キロワットしかありませんので、単純にこの融通をやるについても、これらの施設の整備等も含めないと日本全国で電力が足りる、足りないという問題も出てくるかと思えます。

この辺につきましては、今後電力業界、あるいは国の方の政策によるものとありますので、自治体としてはどうのこうの世界ではないかと思われまます。

あわせまして今度チェルノブイリ型の例を出しましたが、日本の発電所、特に今回

事故のありました福島第一発電所、いわゆる1Fですけれども、これにつきましてはいわゆる軽水炉の沸騰水炉型です。いわゆるBWR型です。この場合につきましては、後ほど開発されたいわゆる加圧水型の発電所の原子炉とは構造が違いまして、いわゆる冷却水と発電に用いる水が共通のものであります。したがいまして、今回の事故のような場合、あわせましてチェルノブイリの事故と同様に本来発電所の情報が停電によって制御する側の方との情報とが食い違ったと。

したがいまして、場合によっては本来行わなければいけない処置に対して反対の処置をしていた。こういった事例が報道、あるいは過去のチェルノブイリの文献等にあります。

したがいまして、情報が確実に発電所内で伝わらなかったために、逆に言えば反対の操作をしたことによって事故が大きくなったということも中にはあろうかと思えます。これらにつきましては、私は部外者でありますので詳しい状況等は知り得ておりませんが、こういったことは一般には既に知られている内容であります。

したがいまして、原子炉をとめる場合、非常に瞬時の電力、定期的な問題につきまして確保するというのが非常に難しい状況であると思えます。あわせまして原子力に使う燃料棒、ウラン235、この場合であります、そのほとんどが238であります。こちらは中性子をぶつけることによって出しますので、プルトニウム238の問題がもんじゅへ引き上がってくるかと思えますのでお願いしたいと思えます。

○1番（大池俊子君） 済みません、議長。ちょっと時間がないので済みません。

○住民課長（青沼永二君） はい、わかりました。では、最後にですね。

○議長（上條光明君） 手短にお願いします。

○住民課長（青沼永二君） もう1点だけお願いしたいと思えます。取り組みの関係ですが、あわせましてノーマイカーデーも庁内で行っております。これにつきましては、特に今週その調査期間等行っておりますけれども、庁内全体では年間を通して化石燃料等の消費を抑えてCO₂削減に努力したいということでやっておりますのでお願いします。

以上です。

○議長（上條光明君） 大池議員、いいですか。

○1番（大池俊子君） はい、この問題はいいです。

○議長（上條光明君） 2についてはオーケーということでよろしいですね。

○1番（大池俊子君） はい。

○議長（上條光明君） それでは次の方へ、大池俊子議員、次に、質問事項3「未加入問題について」質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、3番目の質問で「未加入問題について」を行いたいと思います。

山形村の誇れる一面に人口増があります。ここ数年に至って輝ける村として県下でも脚光を浴びてきました。以来、協働の村づくりの実績と人口増は山形村の誇りある柱ともなっています。

しかし、その反面で、常会への未加入者が増えている事実には無関心ではられません。議会でも、区でも何度となく検討されてきましたが、まだなかなか解決はされていません。

自治会組織には互いに生活の場で自主的に、しかも生活向上のための維持のためにつくられた組織だと思います。戦前の隣組や常会は国の下部機構でありました。100%強制加入であり、民主主義はありませんでした。戦後は民主国家を目指し、自主的組織として助けられたり、助けたり活動が基本になっています。

未加入の理由には加入金の問題や役員の順番制、役が多過ぎる、寄附などが押しつけられるなどのイメージが大きく未加入者が増えています。現代社会のTPPや原発問題、税と社会保障の今まで出した質問などのように、生活に直面する政治不信とも結びついてなかなかその加入できないというのが出てきています。

この問題が解決できれば社会問題になっている孤立死や虐待などは減少し、現在取り組んでいる自主防災組織は発展すると思います。

そこで、質問します。

1つ目に未加入問題をどう受けとめ、どう対応してきましたか。

2つ目に、区、常会への未加入はどのくらいありますか。全体の割合は。

3つ目に、各区での取り組み状況は。特徴的なものわかりましたらお願いします。

4つ目は、村は区、常会の役員、そして未加入者との話し合う場を設け、問題解決に努めてはどうでしょうか。ごみ説明会など新しくごみの分別法も変わったのですが、この説明会など以前にも全村的に行われたのですが、こういういろんな機会を通して、その取り組みやまた問題点を聞く中での解決方法をみんなでこう話し合うやり方としてをやったらどうかということですが、以上です。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、時間がないので早口になると思いますがよろしくお願ひします。

最初のご質問の「未加入問題をどう受けとめ、どう対応しているか」についてでございますが、現在連絡班は88ありまして、行政の連絡組織として協力をいただいているところであります。

この連絡班に加入されていない方につきましては、広報、館報や行政からのお知らせ等が掲載されたチラシ等が連絡班を通じて配布されず、役場、トレーニングセンター等公共施設のコーナーに自主的に取りに来ていただく仕組みとなっているため、加入されている皆さんと同等の情報を得ているという事は言いがたく、でき得れば同じ方法で行政の連絡事項が伝わることを望ましいと考えておるところであります。

また、昨今頻繁に起こる地震等の自然災害におきまして避難誘導、安全確保において連絡班の果たす役割が非常に大きいと認識しているだけに、未加入世帯については残念なことと思っております。

転入される方については、役場窓口で説明をしておりますし、加入をしていただくようお願いをしておりますし、加入促進のパンフレットを作成して、区の役員の皆さんとともに加入促進を図っております。

また、未加入者の世帯に対しアンケートを送付し、未加入世帯の現状を分析するべく準備を現在進めておるところでございます。

次に、2番目の「区、常会への未加入は何人か、割合は」についてでございますが、平成24年4月末では、未加入世帯は490世帯となっております。未加入率は17.3%となっております。

次に、3番目の「各区での取り組み状況」でございますが、各区でも未加入の世帯へ訪問しまして加入促進をしておりますが、なかなか加入いただけないのが現状でございます。また区によっては、転入者の皆さんと親睦を図るため歓迎会を開催しているところもございます。

次に、4番目の「村は、区、常会の役員、未加入者との話し合う場所を設け、問題解決に努めてはどうか」についてでございますが、現在未加入の方が未加入によって困っていることなどがあれば加入推進にも拍車がかかるというように存じておるわけ

でございますが、しかしながら生活スタイルも多様化し、助け合いの場として連絡班等の必要性が低くなっている昨今、また任意加入であるため強制力もなく、その辺のところはどう説明し、ご理解いただくかが課題であるというように考えております。

ざっくばらんに話し合える場を設けられたらとも存じますが、まずは先ほど申し上げましたとおりアンケートを、意識調査をした上で分析を行って、加入促進を図るための話し合いの場を設けていきたいというように存じております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 残り時間が少なくなってきたので、先ほど、今の答弁の中でその未加入の世帯のその分析の準備を進めているということと、それからアンケート調査、意識調査を行うと言われたのですが、それをもとにやはり区、村も含めて区全体、未加入者はそこへは多分出られないと思うのですが、その中でどうするかといういろんな調査をもとに、またいろんな状況をもとにみんなで話し合い解決していく、その繰り返しを村も困って、余計に困るから強めていると思うのですが、さらにそこを強めていくということで、具体的にはその調査の、意識調査の結果がいつくらいから出て、その分析はどのくらいまでに出るかとか、それからその後どういうふうに進めるかとか、こう具体的な方法がございましたらお願いします。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 先ほど議員の言われたような分析、あるいはアンケートの関係ですけれども、先月、区長会においてアンケート内容を検討していただきました。そこで了解をいただきまして、早速今発送の準備をいたしておりますので、それによって集計をして、区長会等へ報告し、またどのような方向で加入促進をしていくか、また区、村、区長さん等ともお話をしながら進めてまいりたいと思っておりますのでお願いいたします。

○1番（大池俊子君） 議長。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員、時間がないので手短かにひとつ、質問だけ。

○1番（大池俊子君） ないので、では一言だけ。このアンケート調査を始めるというのはすごい大きなことだと思います。このことによって1つ大きな前進になるのではないかと期待しています。ぜひ今それぞれ苦情とかいっぱいあるのですが、そういうことも含めてそれをどうしたら解決できるか、排除している区もあるのですが、そういうところも含めて、排除するのではなくて入れる方向での住みよい村づくりに

するための方向での取り組みを一層強めることをお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。休憩。

（午前 1 1 時 5 5 分）

○議長（上條光明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◇ 竹野入恒夫君

○議長（上條光明君） 質問順位 5 番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

なお、質問事項 1 については、竹野入議員からは資料配付の申し出があり、5 月 3 1 日開催の議会運営委員会において了承されましたので、資料の配付を許可し、お手元に配付してあります。

竹野入恒夫議員、質問事項 1 「村道の改良について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（ 1 1 番 竹野入恒夫君 登壇）

○ 1 1 番（竹野入恒夫君） 1 1 番、竹野入恒夫です。私は今回大きな項目で 2 つの質問をさせていただきます。

その 1 は「村道の改良について」。5 月 2 3 日、交通死亡事故ゼロの連続 3, 0 0 0 日を達成した山形村に対して、県や県警などで行う県交通安全運動推進本部から本部顕彰を授与された。山形村では平成 1 6 年 1 月 2 6 日を最後に交通死亡事故が起きておりません。

4 月 1 3 日に 3, 0 0 0 日を達成しました。記録は 6 月 6 日現在では 3, 0 4 9 日になっております。松本地方事務所所長の北原さんのあいさつでは大型店があって、外部からの流入者も多い山形村の記録は大変意義深い。安全で住みよい村づくりをさらに進めてほしいと報道されています。

交通安全意識の啓発に努め、さらなる記録を更新するためには道路環境の整備も必要です。県道塩尻鍋割穂高線の道路拡幅工事、上竹田・四ツ谷地区は 2 4 年度、2 5

年度が用地買収で26年度着工との話を聞いております。

そんな状況の中で村道東12号線は役場の信号から東に向かい、今井を經由して松本市内、塩尻市に通じる山形村の主要道路です。12の村道が南から北に交差しております。そのうち1村道だけは横断溝と側溝が施工されているだけで、あとの村道には施工されていません。

そのために雨降りになると道路が川となって通行に支障を来しております。そして、翌日快晴でも道路に水たまりが発生しております。その水たまりを避けるために対向車線まではみ出して通行する乗用車が絶えません。雨の少ない現在ではスプリンクラーでの散水のための水が雨降りと同じように水たまりをつくっております。

以上のような理由から、

(1) 横断溝の設置はできないか。

(2) 水路の(側溝)の確保はできないか。

地図と写真をつけておきましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長(上條光明君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、竹野入恒夫議員より提出されております「村道の改良について」のご質問にお答えしたいと思います。

役場から東に向かう村道東12号線でございますが、この道路は平成3年から平成13年度に事業実施されました県営事業山形東部地区農道舗装工事の中の幹線道路といたしまして、平成5年度に延長1,413メートル、幅員7メートルで施工されました。

また、この県営事業では東原地区、それと大池原地区の一部を含む南北の道路6路線が舗装されました。ご存じのようにこの畑作地帯は南から北に向かう傾斜をしておりまして、南北の道路につきましては雨水等の排水も兼ねて舗装が行われているため、東12号線とそれぞれの南北の路線の交差点は排水が流れる状況で、想定内ではありますが、竹野入議員が申されますように、近年松本、塩尻に向かう道路といたしまして、また県道塩尻鍋割穂高線、通称今井線のバイパス道路として利用され、自動車の通行量が増加しておりまして、村の主要道路となっておりますわけでございます。

さて、(1)の横断溝の設置及び(2)の側溝の確保でございますが、それぞれ地

形の関係で排出処理につきましては多額の費用がかかり、村単事業ではできないと思います。翌日まで水が残るような箇所につきましては、長野県技術センター等に相談しながら一時的な対応策、例えば浸透マスだとか、舗装のオーバーレイ、として排水処理を実施するようにしたいと思っております。

また、スプリンクラーによるものに対しましては、畑地かんがい組合や耕作者に協力していただきまして、道路に水が出ないようにその対応をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 今、村長の答弁をもらったのですが、やっぱり道路としてバイパスとして使っている人が多いということなのですが、やっぱり私が見る限りでは農業従事者の車よりも会社の通勤に使用する人、村内、村外者の車の交通量が非常に目立つわけですが、東12号線の村の道路としての位置づけはどんなところに来ているのか。バイパスということですが、その以上の状態ではないかと思えます。

それで、今、村長が言ったような方法で浸透マスとかいろいろあると思いますが、これ、完全に村の重要な道路として何とかならないものかと思うわけです。

今の状態は農道を水路がわりに使用したために、そういう道路状況だと思うが、その結果このような状況が続いていると思います。けさもこの道路を通って見てみましたが、スプリンクラーによる水たまりが3カ所の道路にできておりました。洗車をしたとしてもこの道路を通行するとすぐに泥で汚くなりやり切れないという話も聞きます。村にも苦情が入ってはいないでしょうか。そんなときの対策はどのようにしているのか。

また、この道路は梓川高校とか全く逆に山形から松本へ行く、塩尻へ通う自転車での通行もよく目立ちます。そのために役場の続きのような形で、役場の歩道をつけて延長するような考えをぜひ持っていただきたいと思うのですが、その辺はどうかのお聞きします。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） このところのその土地の問題でございます。畑作地帯の東原と大池原地区につきましては、かねてから排水処理等に問題があったことから、県営事業の畑地かんがい施設更新とあわせて排水対策も兼ねた農道整備事業を平成13年に長野県に事業申請をしました。事業費が多額ということでございまして、当時の算出した額でございますが、およそ18億円だったわけでありまして、それは側溝、それから排水等、それから道路も含んだ中で、私の記憶では18億5,000万円ほど

でございましたけれども、当時田中県政の時代でございまして、畑かんの施設更新事業のみということで、18億5,000万円のが5億2,500万円に減らされてしまったという経緯が、経過がございます。

そんなことがあったために、国、県等の財政の理由ということですが、不採択になった、なってしまったということでございます。当時にしましては畑かんの施設更新だけでもよかったのではないかという声もいただいたわけでございますが、この問題についてはずっと後まで後を引いているわけでございますし、東原、それから大池原地区の畑を持っている皆さん方も何とかしてもらえないかということで要望が毎年のように出ておるところでございまして、平成19年の8月に行われました市町村と県との地域懇談会におきまして村井知事さんの、当時知事でございましたけれども、何とかしてくれということでこの事業実現に向けて強く要望した経緯もございます。

これは県の方にも記録が残っておるわけでございますが、今回の補正予算の中でもやっとならば県単事業の農業農村基盤整備事業を中信平右岸土地改良区が事業主体となりまして大池原、東原地区の道路等の排水対策の調査でございますね、設計を、調査設計でございますが、計画しております。今回の補正の中にも300万円の予算の中で150万円は村の方でということでございまして、今回補正で盛りさせていただいております。

まずはその結果を踏まえた中で補助事業等の採択をしながら、今後とも対応してまいりたいというように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條光明君） 竹野入議員、よろしいですか。

○11番（竹野入恒夫君） 道路の位置づけとか苦情は来ていないかとか。

○議長（上條光明君） 位置づけね。道路の位置づけはいいですか。

赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 村長の方で答弁があったわけなのですが、最初の方に塩尻鍋高線というような部分のバイパスとしてというようなこととお話をしているかと思うのですが、東12号線につきましては村の主要道路になっております。

今後につきましてはその道路面、それから農地の関係も含めた中での調査設計を依頼しまして、竹野入議員おっしゃるように歩道も含めた中、そういうことも参考にさせていただいて今後の排水対策というように考えております。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野入議員、よろしいですか。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 苦情なのですが、苦情につきましては東12号

線というものだけではなくて、スプリンクラーというような部分で散水しているところについての道路につきましては、水がかかるといようなことでたびたび苦情の方は来ております。

当然村の方も畑地かんがい組合の方をお願いをしまして、道路には散水ができないような対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 苦情で私の方へ直接言ってきたことを申し上げたいと思いますが、先ほど竹野入議員が申されたように死亡事故ゼロ連続3,000日ということでありましたけれども、非常にこれはすばらしい記録だと思います。これはひとえに村民の皆さん方を初め交通安全協会の皆さん方の陰の力だということに思っておりますけれども、しかし山形村におきましては事故が、交通事故が人身事故も含めた中で大変多いということございまして、その事故の多い箇所がこの東原、それから大池原のところが一番多いということ聞いております。

ですから、何らかの対策をしていかなければいけないということは、村としてもこれからの課題ということで考えておる1つでございます。何とかしなければいけないという気持ちではあります。

以上であります。

○議長（上條光明君） 竹野入議員、説明でよろしいですか。

竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） 以前はあの道路には農業車両優先という看板があったこともあったのですが、今はもうそれは外してあるわけでした、本当に通勤等の車が多いわけでありまして。

先ほど村長が言ったように6月定例会で一般会計の補正予算、農地費の中の補助金、県農業農村整備事業で150万円補正が出されております。この補正金を利用して調査ができるかというようなことを村長は言ってくれたのですが、本当にこれだけの金でその全体的に、ここの道路ではなくて全体的な調査だと思うのです。これで本当にできるかどうか。

また、村として独自の考えでこれは見ていかないとこういうものは解決しないと思うのですが、今、課長の方からも言われたのですが、やっぱり歩道をつけた面で考えていくと。やっぱり山形村も、これはもう農道の中でも特別な道路だと思うのです。

一番重要になってくるような道路になってきますので、その辺を踏まえてこういうこれだけの予算で本当にできるのかどうかお聞きします。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） まずは通行量も含めた中で対応していくという部分、それはあくまでも道路に関しての部分でございます。それともう1つは、さっきも言いましたように農地についてもやっぱり排水に対しては非常に困っている状況でありますので、その辺も含めた中でどんな状況なのかという部分を調査をしていただくということで、当初の金額が300万円ということなのですけれども、それによってはまた翌年度以降についても調査していくというような形にはなっていくかと思っております。

それに応じて建設関係での補助事業なのか、それとも農政の関係の補助事業で行けるのかというような判断をした中で、新しく事業に採択というようなことで対応をしていきたいというように考えております。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 今、赤羽課長の方から少し申し上げましたけれども、これ、管轄は右岸土地改良区でございまして、そのこの先の要するに来年度、再来年度の予定等を見ますと、やはり200万円だとか250万円というのが一応予定されております。それが決定されるかどうかですが、その予定表の中には載っておりますので、この300万円で全部やってしまうかということではなくて、年度をかけながらやっていくということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（上條光明君） 竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） 写真をつけておいたのですが、写真の中に雨が降った後の道路状況、舗装の状況等、雨が降った未舗装の道路の写真をつけておいたのですが、この改善される前はこの未舗装の道路みたいに、こっちの道へ出てこないような対策をしてあった、今もそうなのですが、そういう対策で舗装されていないところは出てこない。もう舗装されて完全に川としたところが出てくるというようなことですので、その辺のこともよく考えてもらいたいということと、あと春先にここは本当に土砂がたまるところでありまして、すごい砂がたまってもう半分ぐらい、3分の1ぐらいたまってしまふような、道路の3分の1ぐらいたまってしまふようなところで、春先にきれいにしてもらおうのですが、その後、今年の場合なんか、その後もう1回風が吹いたときに出た。その処理がしっかりできていないために汚い水たまりになってしまう。そのようなことになっているわけですので、その辺の対策はどんなふうを考えている

のか。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 当然その東西に走る道路につきましては春先、当然風等によりまして道路に土砂がたまるというようなことなものですから、それぞれの東西の道路につきましては対応するようにしていますけれども、なかなか先に1カ所やって次という部分が出てきますので、順次やっているような状態でありますので、東12号線に限って言えば若干対応が遅れたということがあるかもしれませんが、それぞれの道路について順次、土木委員も含めた中で対応はしている状況でございます。

○議長（上條光明君） よろしいですか。では、次でいいですか。済みません、清沢村長。

○村長（清沢實視君） 今、この写真で気がついたのですが、この前、私どもに苦情を言ってきた方の中にはこれ、さっき春先の風食被害のことですね、ここでリンゴの木のところとめられていると。それで、そのリンゴの木のもそれこそ幹の3分の1ぐらいその風食で砂じんの堆積したということで、このリンゴ園が要するにそこである程度防いでくれているということなものですから、ある人によるとやはりリンゴをつくっている人たちもこれ、個人でやっているらしいのですが、ある程度村の方の場合は支援というか、手助けというかやっておるわけでございますけれども、これからこういうのを見ると、やはり風食防止をするためにはある程度木を植えて、果実の木ではなくて普通のイチイの木だとか、また違う針葉樹を植えたらどうかという話が出てきております。

ですから、これ、今、写真を見て、ああ、なるほど。なるほどというか、やはりこういうところに砂じんがたまるのかなと。それで逆にこのリンゴ園がそのまず先の大きな被害をここで食い止めているのかなというふうに思ったものですから申し上げます。

○議長（上條光明君） 竹野入議員、よろしいですか。

○11番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（上條光明君） 次、行っていいですか。

○11番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（上條光明君） 竹野入議員、次に、質問事項2「技能功労者褒賞について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

(1 1 番 竹野入恒夫君 登壇)

○ 1 1 番 (竹野入恒夫君) その2は「技能功労者褒賞について」、山形村では年初めの役職者等の新年会で、山形村表彰規則と地域づくり表彰規則に基づき、山形村功労者等表彰式が行われます。

しかし、技能功労者褒賞という褒賞式がありません。山形村には農業一筋に励み、後継者を育てた人、ナガイモの品種改良をした人など職の道に精通した人物を褒賞する制度がありません。

今年から道祖神とそば祭りが10月28日になり、文化祭が11月3日、4日となりました。文化祭に合わせて技能功労者褒賞の褒賞式ができないものか、そこで提案いたします。

(1) 職種は農業・大工・石匠・畳師・庭師・建築業・左官士・瓦職人・建築塗装工・建築板金工・理容師・美容師・タイル技能士・鉄工士・電気技能士・自転車モーター整備士・クリーニング師・医師・看護師等々もっと多くの職種があると思うが、すべての職種で技能向上や研さんを積み、後継者の育成に努め長年の尽力をたたえるための褒賞制度はできないものでしょうか。

文化祭の11月3日、4日の中で技能功労賞の褒賞式等をやっていただきたいと。

(2) 技能功労褒賞という褒賞規定の制定はできないものか。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長(上條光明君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、竹野入議員の2つ目のご質問「技能功労者褒賞について」のご質問にお答えしたいと思います。

農業、商工業等の各方面で、長年にわたり終始一貫この道一筋に技能の向上や後継者の育成等、農業や業界の発展に功績が顕著であり、他の模範と認められる技能者の皆様方に敬意と感謝を表し、技能功労者褒賞を贈ることは極めて適切であり、時宜を得たものだというように思います。

技能功労者褒賞の種類及び基準・方法につきましては、あまり細かく申し述べることは省略いたしますが、現在あります山形村表彰規則や地域づくり表彰について選考事項を含めた中で、表彰審査委員会や地域づくり推進協議会で率直に意見をいただき

ながら、委員の皆様方のご意見、ご協力を得ながら検討を重ねてまいりたいと思っております。

参考でございますが、この地方ではそれぞれ松本市、塩尻市、安曇野市はすべてこの技術功労者褒賞をしておるそうでございます。町村では割合少ないわけでございますが、近隣では池田町が技能功労者褒賞制度を設けてあるようでございます。それらを参考にしながら今後検討してまいりたいというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） どうも前向きな答弁ありがとうございます。私もこれは正月に、正月というか新年会に行く地域づくりとかそういう表彰とは全く別なものできたらやってもらいたいと。やっぱりこういうものは家族の支えとかあってできるものですので、松本市みたいに夫人同伴で出るとかそんなような式にしてぜひいただきたいと思っております。

ぜひ前向きな形で村長今言ったような形でいろんなこと、褒賞規定、技能功労者褒賞という褒賞規定を設けるような形、また委員会までつくるような形でぜひ前向きに検討して、できるだけやっぱり、松本市は勤労感謝の日にやっていますし、ほかのところを見ても文化の日にもやっているところもあります。ぜひそのような形で別のものとして考えていただきたいということをお願いしておきます。

それと、市町村によっては中小企業経営の合理化や近代化、作業環境、販売生産技術など他の模範となる事業や優秀な従業員を表彰している市町村もあります。このような功績に対してどのような方法を村としては今後考えていくのか、お願いいたします。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 村の活性化の一環として非常にいいことだというように思っております。それが1つの励みになり、その人の職業に対しての誇りを持つてるということになれば、これこそ本当に素晴らしいことだと思いますので、それこそ前向きに検討してまいりたいと思っております。

ただ、やるに当たっては大変いろいろの難しい問題もあります。要するにどこにその基準を置くかということと、大変ハードルが高いわけでありましてけれども、ほかのところもちゃんとやっているのですから、山形村にやれないことは、できないことはないと思いますので、ぜひまたその辺のことにつきましては関係の方も相談しながら

できるだけ早目に結論を出していきたいというように思っております。

○議長（上條光明君） この答弁でいいですか。

竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） 村長から今前向きの検討をするということでありがとうございます。早いうちをお願いしたいものですが、ぜひ松本市、塩尻市、安曇野市ですか、それと池田町等の褒賞規定を参考にいただきまして、山形独自のものをつくっていただき、ぜひ早目な対応をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上條光明君） よろしいですか。以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

◇ 竹 野 園 麿 君

○議長（上條光明君） 次に、質問順位6番、竹野園麿議員の質問を行います。

竹野園麿議員、質問事項1「介護保険制度の実態と改善策について」質問してください。

竹野園麿議員。

（7番 竹野園麿君 登壇）

○7番（竹野園麿君） 席次7番、竹野園麿です。「介護保険制度の実態と改善策について」質問いたします。

2000年4月に制度開始した介護保険制度は12年が経過し、今年から第5期介護保険事業計画に入りました。

介護保険制度創設の背景としては、主に急速な高齢化とともに核家族化が進行する中で、介護にかかる負担が家族にとって大きくなってきたこと、また医療施設への社会的入院の増加、将来に向けて安定した財源の確保を図る必要が生じたことなどが上げられると思います。そのため、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度が導入されたものと認識しています。

さて、12年前にスタートした介護保険制度は、我が山形村においても全国的な普及や利用者の抵抗感の減少も相まって順調に定着してきていると思います。この間、国では将来の介護需要の増加を見据え、予防を重視したシステムや新たなサービスを目指した制度改正を行ってきました。この制度改正の中には、通所者や施設入所者の食費、居住費を保険給付対象から外し全額自己負担にするなど利用者負担増に切りか

えられたものもあります。

介護保険制度では市町村が保険者であります。制度をどのように運営し魅力あるものにするかは市町村の取り組みによるところであり、介護保険制度はまさに地方分権の象徴であるとも言われています。

そこで、山形村においてはこの制度が本当に必要な人や世帯が利用しやすい、あるいは利用できる体制になっているか、そして利用されているのかどうかの観点から質問いたします。

1つとして、現状について、認定者数及び利用者の実態。

2つ目としては、将来需要の見通し。

3つ目としては、福祉政策で介護保険制度に対する考え方、村長の姿勢をお聞きいたします。

4つ目としては、現制度における問題点は何かということです。

5つ目としては、地域での支え合いの方策についてお聞きいたします。

以上です。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、竹野議員よりのご質問に対してお答えをしたいと思います。

最初のご質問でございます「認定者数及び利用者の実態」についてお答えしたいと思います。「介護保険制度の実態と改善策について」がこのメインタイトルといえますか、ご質問の中の最初のご質問が「認定者数及び利用者数の実態」についてでございますがお答え申し上げたいと思います。

平成24年3月末現在の要介護認定者の数でございますが、要支援1が13名、要支援2が36名、要介護1が54名、要介護2が80名、要介護3が45名、要介護4が46名、要介護5が44名、この合計が318名となっております。

また、サービス利用者数でございますが、在宅のサービス利用者は230名ございまして、また施設のサービス利用者は55名となっております。これが「認定者数及び利用者数の実態」でございます。

次に、2番目のご質問でございますが「将来の需要の見通し」についてご質問に答えたいと思います。

今回策定いたしました平成24年度から平成26年度までの第5期の計画では、要介護認定者数は、26年度では356名ぐらいになると予測しておるわけでございます。また、サービス利用者では、在宅が281名、施設では63名の方の利用を見込んでおります。今後は、認定者、サービス利用者はさらに増加するものだろうというように思われているわけでございます。

次に、3番目の「福祉政策で介護保険制度に対する考え方」についてどうかということでございますが、申し上げたいと思います。

介護保険事業は老人福祉事業の一部でございます。すべてのサービスが提供できるわけではございません。1人でも多くの方が要介護状態に陥ることがないように、あるいはそのときを延ばすための方策等、介護予防や生活支援活動を充実させ、要介護高齢者の発生防止と減少に努めることが重要であると思っております。

高齢者の方が家庭や住みなれた地域社会の中で健康で生きがいのある自立した生活を営むために、一次予防対象者や二次予防対象者に対しまして、生きがいづくりや社会参加への支援とともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会を拠点として事業を取り組んでいくことが必要であろうかというように思うわけでございます。

次に、4番目の「現制度における問題点は何か」というご質問にお答えしたいと思います。

介護保険はサービス利用の仕組みや金額も複雑で、利用者が理解できにくい面があると思っております。また、今回国は施設介護からサービス提供にかかる費用が抑えられる在宅介護への移行を促しております。中山間地の多い長野県内では在宅サービスだけでは不十分な高齢者も多いと思っております。介護できる家族がいなくて、施設入所しか生活場所がない人も施設が足りず、すぐに利用できないといった面もあろうかと思っております。

全国で特養待機者が42万人とも言われております。県内では8,000人を超える特養入所待機者があると報道されております。第5期の計画ではその解消や待機期間短縮のため、全県で約1,800床増やす目標が掲げられているとも報道されております。

また、在宅で重度の待機者も多く、家族介護さえ、特に胃ろうや経管栄養の人の受け入れ先がないといったことも聞いております。このようことも問題ではないかというように思うわけでございます。

また、財政面では施設入所者が増加しますと、サービス提供にかかる費用も上昇す

るのではないかと思います。そうなりますと、今後さらに保険料の上昇傾向は続くことは間違いないというように思います。保険料の負担の重さから必要なサービス利用を手控えた人の症状が悪化して、給付費がさらに増える心配もございます。

現在の介護保険の財源は、自己負担分を除いた残りは公費と保険料が50%となっております。介護給付費が増えれば、保険料にはね上がってくるわけでございます。超高齢化社会に今の財源で対応できるかどうか、甚だ疑問なところでございます。

次に、5番目の「地域での支え合いの方策は」についてのご質問に対してお答えしたいと思います。

介護本事業はすべてのサービスが提供できるわけではありません。そのために介護サービスを支援する地域での住民の援護活動が重要となってくるわけでございます。介護技術を習得している方や、介護経験者等の身近な支援が必要となってくるのではないかとこのように思うわけでございます。高齢者が日常生活の中で気楽に参加できる活動の場が身近にあり、地域の人とつながりを通して活動が広がるようなコミュニティを予防事業や介護予防などに活用する地域づくりも重要になってくるのではないかとこのように考えます。

地域づくりにおきましては、大切な視点は高齢者を介護予防の対象者としてのみととらえるのではなく、むしろ地域づくりの担い手として活躍できるようにしていくことではないかとこのように思うわけでございます。常会や地域の既存組織・団体等への働きかけやも自主活動の育成援助やボランティア活動への支援等としていくことが大切ではないかと考えるところでございます。

以上、簡単ではございますが第1回目の答弁といたします。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） それでは、介護保険制度そのものの前に社会の状況というのですか、村の状況、保険の背景にあるような状況についてちょっとお聞きしたいと思いますが、村でつくった高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画、これを見せてもらいました、しっかり。

この中の数字を使ってちょっと私なりに分析してみたのですけれども、このページ、12のところにある数字です。これを見ますと平成12年と平成22年、つまりこの10年間の比較でちょっと見てみましたら、まず総世帯数は2,127から2,616と、これは23%伸びています。その間の人口を見ますと、7,707から8,425、人口は9%の伸びです。だから、世帯数は今言ったように23%、世帯数をはるかに

伸びているということです。

それで、その世帯の中で高齢者世帯を見てみますと、高齢者全体の世帯は990から1,213、これは23%で、全体の世帯と同じ伸び率になっています。それで、さらに高齢者の単身世帯、これを見ますと70世帯から125世帯、79%とすごく伸びているのです。老人の、高齢者の単身というか単身世帯。

それから、もう1つは高齢者の、高齢者だけの夫婦世帯、これも28%の伸びで、普通の世帯よりかも高齢者のみの世帯が伸びていると。それで、その他の高齢者の世帯はこれは17%の伸びということでやや少ない。

最初に申し上げたように世帯数は23%伸びて、人口は9%の伸びなものだから、当然のことながら1世帯当たりの人口は減っています。これは3.622人から3.22と0.4人この10年間でもって1世帯当たりの人口が減っていると、そういうふうに見られます。

これも今言った高齢者の単身世帯、それから高齢者の老人世帯、この伸びはどうも違う、よその資料も見ますとやっぱりこれ以上に伸びているところがあって、こういう傾向は全国的なものだというふうに見られます。

それで、特にこの辺が行政として非常に対応をしなければならない問題のところではないかなというふうに思います。核家族化がまだこれからも進んでいく。今まで人口が増えて元気な村と言ってきたのだけれども、こういうことの問題も出てきているのだと、人口が伸びているという中には、こういうことに対する対応、あるいはその必要性みたいなことについて村長の所感をまず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 議員さんが申されたとおりこれは山形だけの傾向ではなくて、全国的なものであろうということをございまして、当然これは国全体が考えていかなければいけない大きな問題であろうかと思いますし、当然地方分権の時代ですから、村自体も何らかの対策を講じていかなければならないというように思っております、そのためにこの12年から今24年で、第5期でこの12年間ですか。12年間になりますか。その間に私、2回ほど方針、介護保険制度の改革といいますか、2度にわたっての改革といいますか、新しい方策が打ち出されております。

これは平成たしか17年だったと思うのですが、ご存じのとおり地域包括支援センターの設置をございまして、これに対して村はそれぞれ早い段階に軌道に乗せて現在に至っておるわけをございます。

それともう1つは、23年にできました地域包括ケア、地域のみんなが介護を手助けしていこうという、そういう改革でありまして、もう1つは主に在宅介護を進めていくということございまして、これは地域の人たちがみんなで支え合って協力していこうという、こういう大きな改革が2回あるわけございましてけれども、それぞれ村といたしましては担当の課長を初め職員のご努力によりまして、割合と早く順調に進められてきていると、計画的にやってきているわけでありまして、その点では評価してもいいというように思っておりますし、またそのことについても村民の皆さん方もご理解いただけているのではないかとこのように思っております。

在宅介護が主流になってくるわけございまして、今後24時間の巡回支援だとか、いろいろ今回出てくるわけでありましてけれども、この点に関しましては村といたしましては社協の方に委託している面が大分あるわけではありますけれども、社協の方も力を入れていただきまして、何とかこの村の介護の福祉の維持、それからこれから先、安心して自分の住みなれたところで介護して生き生きと年をとっていただきたいという観点から、これからもこの福祉介護につきましては力を入れていかなければならないというように私は思っております。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） それでは、介護保険制度とそれを利用するいわゆる村民の状況についてお聞きしたいと思います。

まず1つ、このさっき言った介護保険第5期の事業計画の中の資料ではちょっと見にくい、読み取れないとか、調査されていないか。そういうことだったものだから、つい先日、担当課長にお願いしてこういう一応資料をつくってもらいましたが、私、この制度というのはなかなか制度はいいのだけれども、どれだけ利用できるのかなというところが一番この制度としては問題だというふうに思っています。

結構自己負担はかかるのです。なものだから、これ、課長に頼んでつくってもらったのは、所得階層別の認定者数と実際に利用している実態、そういったものを、そういう表をつくってもらいました。そういうシステムがないということで、課長、大分苦労して手作業でつくってくれたということで大変感謝しているところございまして、私が予想したのはいわゆる低所得者層という方は、段階にいる人は、非常にこう利用するあれが低いのではないかとこのように一応予定しながら課長につくってもらったわけです。

それで、課長がつくってくれたのは、平成24年2月分の実績でもってつくって

れました。ちょっとつくってもらったのを見たら、これは1月分だけなので全体の傾向というふうに言うのは若干正確でないようなところがあるかもしれないけれども、ほぼ利用者はそんなにずっと変わるわけではないから実態に、全体の平均に近いかなというふうに私は理解しているのですけれども。

いわゆる所得階層1というのは、この計画書の20ページに載っていますけれども第1段階としていわゆる一番低い方です。これは生活保護を受け、及び世帯全員が住民税非課税で、それから老齢福祉年金を受けている人ということです。

第2段階が、今第1段階はこれは高齢者としては4人しかいない、山形には。第2段階が、世帯全員が住民課税非課税だと、それから課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下だと。これは多分所得とすれば非常に少ないです、80万円以下ということになるのでしょうか。これは村全体としては179人います。

それから、第3段階が、全員が、世帯全員が住民課税非課税で第2段階に該当しない人という、これもかなり第2段階にかなり近いかなというふうに思います。この方が158人。

第4段階が基準額を納める人なものだからこれが普通的人人ですか。あと第5、第6、第7、第8までありますが、そういう人でもいわゆるつまり第1段階はたった4人だけなのでちょっと外しますけれども、例えば第2段階、179人いる世帯のことで若干こうやって見てみますと、所得年金のみで80万円以下だと、これ、もし以下ということなので80万円、最高の80万円だとしても月額にしたら6万7,000円に欠けます。それで、この人たちは生活するだけでもかなり厳しい状態にあると思うのです。だものだから、こういった人たちが本当にそのどれだけ利用できるのかなど。利用料金の1割が自己負担ということになるものですから。

いずれにしても調べてみたら、第1段階は4人のうち、私のこの課長から出してもらった数字で改めて見ると75%、つまり4人のうち3人が利用されている。それから、第2段階は30%の人が利用されているのです。それから、ずっと行きますと第3段階が18%、第4段階が14%、第5段階は3%、第6が7%、第7段階、一番上の所得、一番所得があると言われている人が4.6%。こうやって見ると所得階層が低い人ほどこれを使っているという。

これ、逆に言うと高齢者に対する認定率では、この計画書の中の調査で見ると全体の平均は16.5%、認定者は。それに対してこれは認定者全員が使っているわけではないのだけれども、実際使っている人の率が今言ったようなその所得が低いと

ころ、特に第2、第3、30%、18%、それで第4がちょうどこれが平均くらいです。

これ、ちょっと私は予想外でした。所得が低い、いわゆる生活が苦しいと思われる人の方がたくさん利用しているということは、どうもこれはもしかしたらそういうところの人たちの方が、そういう段階の人の方がいわゆる認定者、いわゆるそういう状況に陥っているのかなと初めて、この数字を分析してみた結果そういうふうに私は解釈してきましたが、この辺のところ、そういう解釈が、私の解釈が間違えていないかというあたり、これは村長というよりも担当課長のやっている中でのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） まず1つ、第5期の保健福祉計画、介護保険計画のこの24年の数字は、済みませんが見込みの数字ということでひとつお願いをしたいということでお願ひします。

それと、実際の23年度の所得階層人数なのですが、若干違ってきております。第1段階については4名、第2段階が155、第3が137、基準額の方が867ということで、この数字が若干落ちているということは、逆にもっと利用率が高くなっているということかというふうに思います。

それと、所得階層の低い方の利用率が高いという部分につきましては、実は議員が言われますとおりサービス料につきましては限度額がございます。お金のちょっと大変な方につきましては利用控えというか、逆にその限度額というか、利用する限度額まで行かなくてもちょっと控えないとちょっと大変だという方もおります。

若干ちょっと調査をさせていただいたのですけれども、全部というわけにはいきませんが、聞き取り調査だけで行きますと逆に限度額を超えているのだと、超えてもやりたい、利用しているという方が7名ほどございました。

それと、逆にこういったことで少し生活が苦しいから、本当は利用したいのだけれども利用をちょっと控えているという方も3名ほど承知しております。全体の数字の中を見た中で、果たしてこの数字がどの程度まで本当のことを言えずにケアプランを立ててもらっているのかどうかという、その辺はちょっと若干わかりませんが、現実なところでもって今言った数字につきましては聞き取り調査の中ではありますが、全体の生活設計の中ではやはりこうもうちょっと使いたいという傾向はあろうかなというふうには思います。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 今の課長の説明で今の私の質問に対しては十分わかりました。

ただ、今もう1回今度は課長に聞きますが、今、私がお願いしたようなこういった所得状況というのですか、そういうことによるこういった分析、こういったものは私は大事だと思うし、ケースワーカーとしてこういったいろんな介護計画を立てていくにもこういうことを必要だと思うので、このような資料と分析の仕方、これをぜひシステム化して、年間を通したこういった資料がつけられたら私は非常に参考になるなと思うし、この課長からつくってもらったこれにできれば認定者数を入れてつくってもらえば私は最高だなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（上條光明君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 実は議員に言われましてこういったものをつくらせていただいたのですが、正直なところ私もいい経験をさせていただいたなど。こういう数字で見ると、どのくらい利用されているのかというのが目の当たりに見ることができるかなど。

たまたまこれにつきましては、今年の2月サービス分ということでつくらせていただいたのですが、お手元の数字につきましては済みませんが、下にも書いてあるのですが2号被保険者についてはちょっと入っていないもので、今度はそれも含めた中で、ちょっと毎月できるかどうかは別としても、ちょっと年間を通した中で何カ月かピックアップしてつくることができればなど。

システム改修になりますとちょっとこれは私ども単独というわけにいかないもので、とりあえずシステムの中でエクセル等に落とした中で、こううまくちょっとある程度手計算になりますけれども、12カ月丸々というわけにいくかどうかは別としても、何カ月はちょっと出して、また担当の委員会にでもちょっと資料提供ということで、こんなことでこんな状況ですよということで報告できればというふうには思っております。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） そろそろ本当の質問に入りたいと思うのですが、本当の質問というと失礼になってしまうかもしれませんが、私が今申し上げてきたようなこととか、お聞きしたりしてきたようなことは、実は今もちょっと触れてはいましたけれども、この介護保険制度というのは本当に生活弱者、この人たちが本当にその

困った、介護力がどんどん落ちてきている。だけど、所得がない。そういった人たちがどれだけこの制度で救われることができるのかという、そこが一番今回の質問のポイントになるわけでございまして、最初冒頭申し上げましたけれども、国の方ではいわゆるこういった介護保険の費用がかかるというようなことで、2005年ということですか、平成17年、それまでは例えば通所だとか施設入所にしても、居住費や食料費というようなものは全部保険の対象にしていた。

だけど、それを2005年から外してしまったわけです。具体的にちょっと申し上げますと、これはたまたま私のおふくろがお世話になっているものだから一番わかりやすくあれなのだけれども、要介護2なのです。それで、これは1日通所だけでも通うと、今回のいわゆる料金改定でもって基本料金が1万1,000円幾らと、入浴料500円を入れるとほぼ1万2,000円です。自己負担はその1割だから1,200円。だけど、食料費は750円、これは保険対象外です。だから、750円かかります。したがって、例えば今、私のところで行っているのは、要介護2は19万円くらいですか、保険限度額が。だから、今までちょっと今回の値上げでもって17日通えたものが16日しか通えなくなる、満杯使っても。

そういうことを持っていくと1万9,000円くらいなのだけれども、食料費を入れると3万円を超えてきます。だから、今さっき課長が説明したように、いわゆる所得の低い方は高額介護サービスが受けられる。第1段階の人は何か月1万6,000円ですか、その人はどっちみち数がうんと少ないのでちょっと置いて、第2段階の人だと月額2万6,000円を超えると、それ以上のものはいわゆる高額介護サービスということで保険で見てもらえるということなのですが、けどその中にはこれはいわゆる自己負担分の食料費だとか居住費というのは別です。別なものだから、これに上乗せされます。

それともう1個使いにくいのは、多分この2万6,000円を超えた部分の高額サービス部分というのは、後でもって払い戻されるシステムになっています。一旦自分でもって払わなければならない。

だから、先ほど最初申し上げましたように第2所得階層の人、月額6万7,000円でもし所得、それでもって生活しているとしたら、これは本当大変、これは使えないと。私が思うのに、先ほど施設、村長の答弁の中で施設が足りなくて、それを増やすというようなことも言われているけれども、これは施設を使うという人は本当に所得のたくさんある人でないと施設ははっきり言って利用できないというふうに私は考えております。

だから、今、私はもう施設のことはここではもう申し上げませんが、少なくとも通所だとか在宅のサービスを受けるのに、何とかその所得階層の低い人についてもうちよっと低い生活費の中でもって介護の恩恵に受けられるような、そういうシステムにするには、やっぱり村の支援が、助成が必要でないかというふうに私は思います。

そこで、ちょっと聞きますけれども、自治体独自でもってそういったところへ助成している例があるかどうか、ご存じかどうかちょっとお聞きします。

○議長（上條光明君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 私はちょっとそういう自治体があるかどうかは知りません。基本的には介護保険の制度の中で見えるものですから、国なり基金なり県、村で一定のルールでお金が支払いされている。残りの部分については1号、2号の保険者が、被保険者はそれで払うという形なものですから、もしそういう支援をとということになれば、基本的には特別で村が出すか、それか保険料をアップというか、保険料の中で賄うかという方策かというふうに思いますが、ちょっと私の中ではどこかやっているという例は聞いたことはございません。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 私もあらかじめ課長にそのことを通告していなかったから、急に言っても多分たしかそれは知らないと思いますが、私がちょっと調べた、ある人を介して調べたのもたしかこの近くではありません。

だけど、その調べた中では例えば名古屋市では利用者負担軽減事業として、これは施設サービスのみということですがやっているそうです、利用者軽減制度で。これは山口県の下松市というのですか、やっている。あるとは横浜でもやっている。これは施設サービスにおいて、居住費について月額1万円を助成するというようなこと。これは低所得者に対してということだね。

それから、甲府市では通所サービス利用者の食費負担をしていると、助成事業としてやっているということ。それから、新潟県の北蒲原郡聖籠町というのですか、ここでは上乘せ介護サービス利用料金の助成事業ということでやっている。利用料の半額を町が負担している。これは全員かな。だけど、低所得者に対してのやっぱり助成ということもやっているところもあるということなのです。

例は確かに少ない。少ないのですけれども、やっぱりどうですか、ここで村長にお聞きしますが、村として村長は福祉を重点に政策としてやってこられました。ひょっとしたらこういう実態、特に私が申し上げたいのは低所得者の実態をしっかりと調査し

まして、特に自己負担分、自己負担とは利用者負担ではなくて食料費だとか、あるいは住宅費、そういったものに何か助成するというふうな考えについて、どのようなお感じかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 竹野議員自らが調査して、分析、数字等を出していただきましたことに対しまして敬意を表する次第でございます。

私どももケースワーカーもそうでございますが、一生懸命やっているわけでございますけれども、そこまでやれなかったのか、そういうところまで手が届かなかったのかということでございますけれども、改めて先ほども課長が申しましたとおり、今後介護保険の利用状況等につきましては分析をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、これの件に関しまして、そうやってあちこちでいろいろ軽減措置をとっていることがあるということでございますので、私どもが恐らくすぐにはできないというように私は思いますけれども、それぞれの先ほど全国の市町村の名前が出ましたのですから、そちらとも資料を取り寄せた中で検討したい、研究したいというように思っております。

ですから、即それを取り入れてではなく、その前にまず第1段階としてどのような方策が一番いいのか、ベストなのか、ベターなのかというようなことも考えた中で、まず今の実態を、挙げていただいた自治体といいますか、そういう小さな自治体、また大きな自治体でもやっているところがあるということになれば、山形村もそのことについて研究していきたいというように思っております。

それがまず第1段階でございますので、それからまたご相談したり、また多くの皆さん方のご意見を聞いたりしながら検討してまいりたいというように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと。まずは第1段階はそういうことでやりたいと思っておりますのでお願ひしたいと思ひます。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 確かに介護保険はほかの税金や保険と違って、いわゆる支払いは確実なのです。規定でもって法律ですか、年金も年間18万円以上もらっている人は特別徴収でもって年金からまず差引くようになっている。だから、去年の決算書を見ても、人数も金額も介護保険料の全体の92%は特別徴収になっている。これは100%徴収です、納まっています。残りの8%については、残念ながら収納率は

86%ぐらいですか、なっている。

つまりいやが応でもみんな払っているということなので、ぜひそういう体制をとってもらいたいと思いますし、この第5期の事業計画の中にも一番最後の方に、61ページを見ますと、介護保険制度においては保険料、利用料を支払っていないと完全にサービスを受けられないため、保険料納付や利用料の支払い援助が必要な人に対する支援サービスが、援助が必要な人に対する支援システムが必要となるというふうに書いてある。まさに私はこのとおりだと思いますので、このことはさらっと書いてある程度に見えますが、私からみればここの部分は一番大事ではないかなと。これからはぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

最後の質問にいたしますけれども、いわゆる最初に申し上げましたようにこれからはどんどん核家族化が進んでいく。特に独居老人が増えていく。そういった中で今年の初めころ、いわゆる餓死だとか、こういう知らない間に死んでいただとかいうのが大都会の中ではあった。そういったことは大都会だけの問題ではない。特にこの山形、こういう小さい自治体でございますので、こんなところでもってそんなことを絶対出してはならないと思います。老老夫婦のみ、あるいは独居老人が増えていく中、そういったことのないきめ細かな調査というのか、見落としのないそういったものは多分民生委員がまづいますし、あるいはケースワーカーも認定された方については担当されていて落としはないと思いますけれども、民生委員だけに頼っていいのかどうか、その辺の対策、村長もし何かありましたらそういうこと、そういう事故というか見落としがない対策を何か考えていましたら、それをお聞きして最後の質問といたします。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 竹野議員が申されるとおり絶対そういう1人、独居老人といえますか、その人たちが孤独死みたいな形になるということは絶対してはならない、させてはならないと思いますし、あつてはならないことだと思いますし、この半径2キロの円を書いたときに、ほとんど80何%が入るこの県下で2番目に小さな村であります。

それなりにちゃんと福祉の面も目が行き届いた福祉だというように自負しているところでございますけれども、しかしながら先ほど来申し上げますとりに核家族がだんだん進展しておりますし、またそれぞれの関係ですね、近所づき合い等も大変希薄になっている状況の中で、どうしてもその地域のコミュニティ、これは一番大事

なことでもありますので、このコミュニティにつきましては、さらに今日午前中も出ておりましたけれども、連絡班、区等の昔で言えば向こう三軒両隣という間の中でお互いに助け合い、また助けられたり助けたりという形の中で、このコミュニティをしっかりと作り上げて、いつ隣の人が何をしているだろうかと。今ちょっと旅行に行っているだとか、そういういつも周りの人たちが気を遣って、特にお年寄り、そして体の不自由な方々に対しましても心遣い、気遣いをしていかなければならないと思っておりますので、まずは地域のコミュニティーづくりを力を入れると。

それと、もう1つは民生児童委員の皆さん方が大変お骨折りいただいているわけがありますけれども、これは村全体、地域全体が力を合わせて推し進めていかなければならない大きな課題であろうかというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條光明君） よろしいですか。

○7番（竹野園麿君） 終わります。

○議長（上條光明君） 以上で竹野園麿議員の質問は終了しました。

◇ 宮澤 敏君

○議長（上條光明君） 次に、質問順位7番、宮澤敏議員の質問を行います。

宮澤敏議員、質問事項1「通学路の総点検総整備について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） 議席番号6番、宮澤敏です。今日は大きく分けて2つの事項について、村長、教育長に質問いたします。

それでは、質問に入ります。

まず、最初の質問事項ですが、「通学路の総点検総整備について」お伺いいたします。

平成24年4月に通学途中の交通事故が立て続けに3件発生し、何ら落ち度のない幼い命が無残にも奪われる悲劇の連鎖に行き場のない憤りが渦巻いております。

今般発生した一連の事故については、子供たちのよりどころである地域の安全・安心を脅かす重大な事態ととらえ、学校通学路の安全対策を強化する必要性を認識しております。また、次の時代を担う子供たちが心豊かに成長でき得る環境をつくること

は、何よりも大事なことであると考えます。

そこで、質問いたします。

交通事故は被害者や家族だけでなく、加害者にとっても大変な不幸であります。また、死亡事故は言うに及ばず、障害が残った場合でもそれは村にとっても大きな損失であると考えerべきです。その観点から言えば、交通事故防止に予算を投じることは福祉や教育同様重要と思いますが、どのように考えますか。

2点目、山形村内の学校通学路において児童・生徒の皆さんが安全・安心に通学できるよう横断歩道や見通しの悪いカーブ、交差点等の調査、総点検、総整備をすべきと思いますが、どのように考えますか。

3点目、特に最近造成建築された住宅地からは、横断歩道やカーブミラー等の設置等の要望も聞いておりますので、早急に対応すべきと思いますがいかがでしょうか。

4点目、歩道については記念碑のバス停から竹田原バス停の間で段差のある箇所があり、雪が降ると足をとられるという声を聞いておりますがどう思いますか。

5点目、そのほか各区の地域づくりより要望の上まっている箇所についても整備を急ぐべきと思いますがいかがでしょうか。

以上、5つご答弁願います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） 「通学路の総点検整備について」お答えをいたします。

宮澤議員のご質問の中で、村長部局に関する内容につきましては、村長部局と調整済みですので、私からあわせて答弁をさせていただきます。

まず、「交通事故防止に予算を投じることは、福祉や教育同様重要と思うがどのように考えるか」についてお答えします。

交通事故の防止対策は重要な行政施策の1つと考えています。その中で教育委員会の関係について申し上げますと、学校へ通学する児童・生徒の安全確保が重視すべきものの1つであると考えています。通学路の安全確保に向けて道路と交通安全施設を担当しています建設水道課と連携をとりながら、今後も対応をまいります。

次に、「児童・生徒が安心・安全に通学できるよう横断歩道等の調査、総点検、総整備をどのように考えるか」についてお答えをいたします。

通学路の状況調査、点検につきましては、児童・生徒や保護者からの情報や学校職

員の街頭指導のときなどに実施をしています。改善や整備が必要な箇所につきましては、建設水道課と協議しながら今後に対応をまいります。

また、村独自で対応のできない交通安全施設につきましては、建設水道課を通じて県公安委員会や松本建設事務所へ要望をまいります。

次に、「最近造成された住宅地から横断歩道やカーブミラー等の設置要望に早急に対応を」についてお答えをいたします。

村では新しく住宅地を造成する場合は、宅地造成事業等協議会が造成事業者に対して交通安全施設の設置も含めた指導をしています。また、将来的に住宅地の購入者からカーブミラーの設置要望があったときは、造成した事業者が設置することになっています。横断歩道につきましては、県公安委員会へ要望していくことになります。

次に、「記念碑のバス停から竹田原バス停の間の歩道で段差のある箇所についてどう思うか」についてお答えをいたします。

早急に段差のある箇所を確認して、歩道を管理しています松本建設事務所と対応方法を協議をまいります。

最後に、「地域づくりで要望の上がっている箇所の整備を急ぐべきと思うが」についてお答えをいたします。

児童・生徒の通学時の安全のため、現在の整備状況と今後の整備計画を確認をして対応を検討をまいります。

以上です。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 今回の事故を受けて国を挙げて通学路の安全対策を検討しており、通学路の安全点検をするよう求める通知を都道府県教育委員会に出す方針を固め、平野文部科学大臣より通学路の安全に関する緊急メッセージが出されております。

その上で歩道と車道が分かれているか、歩道の幅が生徒の通行に十分か、見通しが悪くないか、調査の報告を受け国として検討する。問題があれば改善を要請するとなっているわけでありますので、ふだんも計画的に実施しているとは思いますが、このときにもう一步細かなところまで総点検をした方が何かと取り組みやすいのではないかと思いますかと思いますがどのように考えますか。

2点目は以上でございます。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 通達を受けまして、小学校長と協議をいたしました。という

ことで、特段学校側、それから教育委員会が通学路を全部歩いて確認をしたわけでは
ありませんけれども、もう一度また先ほど申し上げましたように児童・生徒、保護者
からの情報提供や、それから春と秋に交通安全教室を開いたり、その中で安全教育の
徹底ということもあります。

というのは、すぐにその悪い箇所を改善できるところはしていなければいけない
のですが、なかなか私、さっきの答弁で申し上げましたように県に要望していくとか、
これは松本建設事務所なのですが、それから県の公安委員会に要望していかなければ
いけない箇所というのはなかなか時間もかかってくるし、実現ができるかどうかも
ちょっとわかりません。その中でやはりそこを歩く児童・生徒の交通安全の意識を高
めるとというのが一番早い方策だと思ひまして、その辺については校長の方に要望をし
ておきました。

以上です。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 県道の関係の歩道の部分なのですが、県道、新
田松本線になりますけれども、通過する関係市村で整備促進期成同盟会というよう
なものを設置しております。その中で毎年要望は上げているわけなのですが、ま
ず第1に消防署から南和田の交差点まで歩道の設置をというようなことと、それから
竹田バイパスの早期実現をというようなことを要望しているわけなのですが、
県道新田松本線の記念碑から消防署までですか、非常に歩道が狭いというようなこ
とで、これに関しても改めまして来年度以降、県の方に要望はしてまいりたいとい
うように考えております。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 今、質問をしようと思ったことのことを既に今お答えいた
さしたので、歩道の拡幅の計画はあるのかどうかと、または村としての県の方へ、
県道ですので事業主体は県になると思いますが、要望した経過とか今までにもしあ
りましたらご説明いただきたいと思ひます。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、ま
ずはその歩道の設置ということを第一優先に考えておりました。それは先ほども
言いましたように消防署から南和田までの交差点までの歩道の設置という部分
です。

それと、通行量の緩和ということも含めた中で竹田バイパスの早期実現というよう

なことで要望をしまいった経過がございます。確かに県道新田松本線の記念碑からの歩道につきましては大変狭い部分があります。一般的な歩道と比べて狭いものから、特にまた段差があるようなという部分も確認しておりますので、その部分につきましては、松本建設事務所で対応できる部分は松本建設事務所で、村の方で対応できる部分は村の方で対応していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 補足説明みたいになりますけれども、過去において何回も要望してきた経緯があります。特に記念碑から、それから消防署のところですか。歩道の拡張につきましても要望した経緯がございます。

それから、あと消防署から南和田までの間、これも何回も要望してまいりまして、実はたしか平成13年だったと思うのですが、県の関係者、特に松建の関係者、松本建設事務所の関係者と、それから住民の皆さん方と話し合いを持ったことがございます。そのときに住民の皆さん方が、とてもではないがあそこを拡幅工事するには、うちもみんな近づいているのでという地元の人たちの反対の声が結構多かったわけでありまして、そのときに県側の皆さん方は、いや、これはだめだぞと。

それで、その後、話が出たのが竹田バイパス、アイシティの東からずっとワタキューのところまで、あの辺のところの拡幅工事の方が楽ではないかと。それで、それをずっと川沿いに持ってきてつなげると、この新田松本線のところとつなげるような、そういう計画もあるようでございます。

それで、実際に現地で当時の松下松本建設事務所長も、いや、これが一番ベターだろうということで、その現地調査もした経緯もございます。当時はそういう話が出たときは、いや、やっぱり竹田バイパスの方が大型はそちらの方に回して、歩道はまだこのままにしておいて考えた方がいいのではないかとという案も出ておりました。

それがもう1つは、消防署からその南和田までのあの信号機までの歩道につきましては、何回も議員の皆さん方、現地の調査をしていただいたり要望書を出していただいたりしてまいった経緯がございます。

幸いにして、幸いにしてといいますか、松本の臨空工業団地が増設、造成されて、分譲開始をしているわけではありますが、その間はこっちから行くと右側になってしまうわけでもありますけれども、右側の方に歩道は設置するというのを聞いております。

ですから、今まで南和田までの信号機と言ったのですが、あそこの臨空工業団地のところまでは、歩道は間違いなくもうつくってできているかも、私はまだ見ていないのですがそういう状況であります。

ですから、今2つの案があるというのは、2つの案というのが、その県の方の考えているのは竹田バイパスを南に延ばして道路をなお拡幅して、もう私は道路はあの幅で十分だと思うのですが、それでそのときに話に出たのが筑摩野幹線というので波田の下島まで行く線をやろうということでありましたけれども、またここへ来てちょっとそのとんぎをしまして、あまり言われなくなったのですが、その話も決して消えたわけではありませんので、期成同盟会もまだ現にありますので、筑摩野幹線はまだ消えたものではないし、それらのつながりもありまして、山形のアイシティの東側と、それから記念碑の部分に関しての状況についてはそんなことで、過去において検討したこともありますし、現地の住民の皆さん方ともご意見の交換をした経緯もございます。

以上であります。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 今回の竹田バイパスのワタキューから川沿いに上ってくるという、これは通学路もちろんそうなのですが地震対策。つまり1本、山形の今の県道がどのくらいの補強があるかは、これはまたそういった赤外線を当ててまたこう検査をする、また検査とかでもあると思うのですが、もう1本あけておいた方が、いざというときにその道路が例えば陥没したとかそういった場合に抜け道になって物資の流通とか人命救助に非常に役立つ。

今回の東日本大震災でも三陸自動車道ですね、宮城県、岩手の。あちらの方の新しくできた道路が避難者とか救援物資にもものすごい効果をしたと、貢献をしたということでまさに命の道路だと言われています。そういうことなのでぜひ働きかけていただいて実現をしていただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。今あれを聞きましたので、もう1回ちょっとばかりで結構ですので。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） この件は、竹田バイパスの件につきましては、たしか議会でも要望を、東筑の大会なんかでも要望した経緯がございます。それは毎年そんなのが出ていたのは、その例の塩尻鍋割穂高線の方が優先した方がいいではないかということ

で、議会の皆さん方はそちらの方を先ということで、現在先ほど竹野入議員が申されたとおりに今用地買収に取りかかっているという状況でありますので、そちらの方を先にやって、その後、今度は集中的にこの竹田バイパスの方をやるようになるのではないかとこのように願っているわけですので、県の方の予算も大変逼迫しているということをお聞きしておりますので、いずれにいたしましても山形村も徐々に時間をかけて、かかると思いますけれども、しっかりしたものができ上がっていくのではないかとこのように思っております。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） それでは、同じ通学路でも今度は中学の方の通学路のことで、鉢盛中学校へ通学している生徒については、現在自転車による通学になっておりますが、今までに通学上の課題とか事故とか改善の要望とかがありましたでしょうか。

○議長（上條光明君） ちょっといいですか、山形地籍のことということでいいですか。

○6番（宮澤 敏君） ええ、そうです、そうです。

○議長（上條光明君） 中学校はまた鉢盛中学校の議会があるものですから、答えられる限りということでよろしいですか。

○6番（宮澤 敏君） ええ、はい、結構です。

○議長（上條光明君） では、山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 私ども事故に関してだけお答えをいたしますが、その改良の要望というのはちょっと私どもはわかりませんので、教育委員会関係では事故の関係ですが、昨年の6月にいわゆる横手ヶ崎から記念碑の間で歩道に停めてあったこれはトラックだと思うのですが、に通学途中の生徒が自転車でぶつかってけがをするという事故が発生をいたしました。

以上です。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 安全対策に対する生徒への周知というのはどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（上條光明君） それは小学校ということでいいですね。

○6番（宮澤 敏君） ええ、済みません、中学で。

○議長（上條光明君） ええっ。

○6番（宮澤 敏君） 中学です。

○議長（上條光明君） 中学もやるの、鉢盛。では、山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 中学校もやはり小学校と同じで春と秋の交通安全教室とか、また自転車で通学する子供さんが多いものですから、自転車の運転の技術向上に努めているということであります。

それから、どうしても通学途中で歩道に駐車をしている車両が見受けられるということで、地域の方々にまた要望していかなければいけないと思っています。ですから、スプリンクラーの件とか、また歩道に駐車をしないでくださいといったことで、YCSを通じてお願いした経過もあります。今後も状況を見ながらそうしていきたいと思っています。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 今いろいろお聞きしましたので、改善できるところは早目に改善をしていただければと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員、次に、質問事項2「脳脊髄液減少症について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） それでは、「脳脊髄液減少症について」質問させていただきます。

脳脊髄液減少症の実態把握と今後の対応について、説明をして質問をさせていただきます。

まず、脳脊髄液とはどんなものか。無色透明の液体で血液からつくられ、脳や脊髄を外部の衝撃から守るクッションの働きや、脳や脊髄の機能を正常に保つ働きをしております。その脳脊髄液が減ることによって大脳や小脳が下がってくる。そうになると、脳の働きに異常を来すため、起立性の頭痛や首や腰の痛み、手足のしびれ、めまい、耳鳴り、吐き気、視力の低下などさまざまな症状に悩まされます。

このような症状に悩まされている方が全国で約30万人、さらにこの病名を知らずに苦しんでいる潜在的な患者さんが約100万人以上いると言われております。発症の原因としては主に交通事故やスポーツ外傷、転倒、尻もちなどで身体に強い衝撃を受けたときに脳脊髄液が漏れ出し減少することによって発症すると言われております。

学校では体育の授業中や廊下での転倒、跳び箱に失敗しての尻もち、部活中の事故などがきっかけで発症していることもあってと言われております。

この病気の治療方法は、血液が固まる性質を利用して、自分の血液を注射器で注入し、髄液の漏れている場所をふさぐというブラッドパッチが効果的と言われております。今年の5月になってようやく厚生労働省の基準を満たした医療機関で治療を受ければ費用の一部が保険適用される先進医療に認められました。

先進医療になったことにより、今までは保険適用外のため患者は入院費用等も含め1回当たり約30万円を自己負担しておりましたが、10万円前後になる見込みとのことであります。

この病気の治療病院は近くでは相澤病院、安曇野赤十字病院ほか県内19カ所の病院となっております。この脳脊髄液減少症はまだあまり広く知られておりませんが、いつでもだれでも日常的な出来事で起こり得る大変身近な病気です。

そこで、質問いたします。

本庁舎や保健センター、公共施設などにチラシを置いて住民への周知をしていただきたいがどう思いますか。

2つ目、保健センターなどに相談窓口を設置してはいかがでしょうか。

3つ目、村のホームページや広報で住民への周知をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

4点目、学校に『子供の脳脊髄液減少症』の小冊子を置いて活用していただきたいがいかがでしょうか。

以上、4つご答弁願います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、教育長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、宮澤議員の2つ目のご質問に対して答弁申し上げます。

「脳脊髄液減少症について」のご質問でございます。脳脊髄液減少症は先ほど来ご説明のとおりむち打ち、転倒、尻もち、それから打撲など日常生活においてだれにでも起こり得る疾患のようでございます。長野県でもホームページで周知をしております。

当村におきましても、議員が申されましたようにホームページに掲載するとともにチラシを作成しまして公共施設に置かせていただきたいというように思っております。

また、長野県でも相談窓口がありますが、当村におきましてもこの疾患に限らず相

談をさせていただいておりますので、保健福祉センターの保健師までお気軽に相談していただければありがたいなというように思っております。

以上、1番から3番まで一緒に説明させていただきました。なお、4点目につきましては教育長が答弁いたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） それでは、宮澤議員、4番目の質問、「学校に『子供の脳脊髄液減少症』の小冊子とDVDを置いて活用を」についてお答えをいたします。

この脳脊髄液減少症につきましては、鉢盛中学校で去年、職員会で養護教諭から脳脊髄液減少症についての情報提供をして周知をしているところですが、また今年の7月に、来月になりますが、県の教育委員会が小学校、中学校、高等学校の養護教諭を対象にした脳脊髄液減少症についての研修会を開催する予定になっております。

今後の周知の方法につきましては小冊子、DVDについてはちょっと把握してまいりますが、まずは村のホームページやチラシを活用しながら早期に発見するとともに、早期治療につなげていけますよう、小学校、中学校と検討をしてまいります。

以上です。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 前向きな答弁ありがとうございます。それでは、この病気に対する質問はあれですけれども、この病気に対する正しい認識と正しい治療法を周知していただけるということですので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

ここでこの病気を少しでも多くの方に知っていただくため、漫画家まつもと泉さんの体験の話をさせていただきます。まつもとさんは1980年代、『きまぐれオレンジ☆ロード』という漫画を約2,000万部売り上げ、当時の若者に大人気の漫画家でした。

ところが、13年前、新連載を間近に控えたとき、突然原因不明の病に襲われました。激しい頭痛、呼吸困難、首の痛みで生きていられないような気持ちになった。また、どこにも逃げられない拷問のような状態でまさに地獄にいるようだったそうです。仕事ができずに連載は中止になり、40カ所以上の病院を回ったがどこでも原因不明とのこと。最後に精神科に行くと、心の病とのこと入院させられた。周囲も家族も理解してくれなく仮病、怠け者扱い。どんなに説明してもわかってくれなかったそうです。

次第に孤独になっていたとき、発症から5年後、新聞記事で脳脊髄液減少症の病名を見つけた。早速専門医で検査してもらったら髄液が漏れていることがわかった。実はまつもさんは4歳のときに交通事故に遭い全治1カ月の重傷を負っていた。それが原因で少しずつ漏れていて、仕事の過労と重なって漏れが大きくなったとのこと。

まつもさんは普通は病名を告げられるとがっかりするが、逆に病名がわかって本当に喜んだと言っていました。ブラッドパッチを4回受けて、体調が回復して再びペンを握ることができるようになった。そして、復帰作のテーマが自分を苦しめた脳脊髄液減少症と決めて、今この病気で一生このままかもしれない、生きていてもしょうがないと思っている人たちに、ちょっと待て、もしかしたら治るかもしれないとの希望になれたらと思い書き進め一昨年出版したそうです。

最近のマスコミ報道を見て、この病気を知った方が少しずつ増えてきました。本当にうれしいことです。そんな中で周囲に理解されずに苦しんでいる方々がいるかもしれないのです。ですので、当局も学校もこれからもできる限り取り組んでいただきたいと思います。

以上で、一切の質問を終了させていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で宮澤敏議員の質問は終了しました。

ここで、午後3時、この時計で10分まで休憩いたします。休憩。

（午後 2時56分）

○議長（上條光明君） 再開します。

（午後 3時10分）

○議長（上條光明君） ここで、お諮りいたします。本日の会議時間を一般質問終了までとしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しました。

それでは、会議を再開いたします。

◇ 中 村 弘 君

○議長（上條光明君） 質問順位 8 番、中村弘議員の質問を行います。

中村弘議員、質問事項 1 「個人情報（個人情報保護法）について」質問してください。

中村弘議員。

（9 番 中村 弘君 登壇）

○9 番（中村 弘君） 議席番号 9 番、中村でございます。私は個人情報、いわゆる個人情報保護法について、村長さんと教育長さんにご質問をしたいと思っております。

この個人情報につきましては、2005 年 4 月に個人を識別する情報の取り扱いについての個人情報保護法が施行されて今日に至っております。

その中におきまして、山形村は今新しい住民、それから旧住民の大体半々ぐらいでございますけれども、いろいろと支障が来されているのではないかとということでもってご質問を差し上げたいと思っております。

それでは、質問 1 ですが、山形村では、各地区に自主防災組織があります。その中におきまして個人情報保護条例の関係でもって連絡がとれないとか、いろいろなそういう支障が出てきておると思いますが、その影響があるかどうかご確認をしたいと思っております。

それから、地震の際には、神戸、東日本の災害でございますか、そういう中においては隣組の皆さんが救助した人間が多いと聞いております。そういうのにおいて山形村の各自主防災組織では未加入者に対して、区の未加入者に対してどのような連絡方法でもって連絡をしているか、ありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

それから、3 番目でございます。一人暮らしのお年寄りを守らなければいけないという形でもって私ども昔は消防の関係をやっておりまして、区とか消防、そういうみんなでもって守ってきたわけでございますけれども、今は個人情報ということでもって消防の方にもだれがどこに一人暮らしをしているかということは全然わかっていないようでございます。民生委員の方だけが知っているようでございますが、部落で 1 人や 2 人の民生委員でもってこの年寄りの一人暮らしを全部掌握できるか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、4 番目でございますが、そういう中におきまして、区の自主防災は多分区長さんが自主防災の親方になっていると思っておりますけれども、その民生委員の皆さん

とかそういう方々、区がうまく連絡がとれているかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、今度は学校の関係でございますけれども、個人情報保護法が施行されてから自主規制ということでもって行き過ぎたいわゆる個人情報があるようでございまして、それにつきましているいろいろありまして、横の連絡がとれないような、そういう個人情報もあるようですが、中におきまして質問をさせていただきますが、個人情報の点から県内の小学校では名札を登下校のときは外しなさいと。それから、ランドセルは名前は全部中に書きなさいと、そんなような指導までされているようでございますが、山形小学校、それから鉢盛中学校はどうなっているかお聞きをしたいと思います。

それから、各学年には多分連絡網があると思いますけれども、その連絡網が保護法でもってない学校が出てきていると。今、メールとか何とかあるそうでございまして、そういうものによって一斉に出してしまうと、そういう形もあるようでございますが、山形小学校、鉢盛中学校はどうなっているかお聞かせを願いたいと思います。

それから、この保護条例につきましては小学校、中学校が個人情報のこの条例の中では、それから高校、個人情報保護条例となっていますが、これにつきましては小学校、中学校が市町村の個人情報、それから高校は県の情報ということでもってなっているようでございますが、その違いがどこにあるかちょっとお聞かせを願いたいと思います。

それから、最後でございますが、鉢盛中学校は組合立でございます。そうしますと中学校は市町村の条例でございますので、どこの条例を使っているか、それもお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目の質問です。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、教育長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、中村弘議員よりの「個人情報（個人情報保護法）」についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、最初のご質問でございます「山形村では、各区に自主防災組織がありますが、個人情報保護法でどのような影響があるのか」というご質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

個人の情報を収集し、自主防災組織として名簿を作成するに当たっては、その個人

の情報を収集し、自主防災組織としての名簿、済みません、また同じところを読んだ。名簿を作成するに当たっては、その取り扱いについて情報の取得や利用目的など適正な運用が必要と考えられますし、プライバシーの侵害とならないように適切な扱いが肝要と思われまます。

また、名簿を配布する場合には本人の同意が必要となりますので、いずれにいたしましても個人情報の取り扱いには最大限の配慮が必要かと考えます。

次に、2番目の「山形村の各区の自主防災組織では、区未加入者にどのような方法で連絡をしていますか」というご質問に対してお答えしたいと思います。

連絡班未加入世帯は、村の住民基本台帳上で管理しておりまして、村は未加入世帯について自主防災組織と情報を共有していないため、連絡をとるなどの行為はできていないと考えます。

次に、3番目の「一人暮らしのお年寄りに対し、災害の折には地区の民生委員だけでは対応ができないのではないか」というご質問に対してお答えしたいと思います。

中村議員の申されますように、地区の民生委員だけでは災害の折の救助等の対応に遅れが生じる可能性が十分あるのではないかとこのように考えられます。

次に、4番目の「区（自主防災組織）と連絡がとれているか」というご質問に対してお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、情報の共有を行っていないため、自主防災組織と民生委員との間では現在のところ連絡を取り合っておりません。

5番目以降のご質問につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） 個人情報についてということで、5番目の「個人情報の観点から登下校時に名札をつけていない学校があるが、山形小学校と鉢盛中学校は名札をつけているかどうか」ということについてお答えします。

山形小学校も鉢盛中学校も登下校時には不審者対応などから名札を外しています。

次に、6番目の「学校ではクラスの連絡網が保護法施行後どうなっているか」ということについてお答えをいたします。

山形小学校も鉢盛中学校もクラスの連絡網があります。希望者だけですが、ほとんどの保護者が連絡網に入っているようです。

次に、7番目の「小・中学校は市町村、高校は県の個人情報保護条例となっているが、

その違いは」についてお答えをいたします。

公立学校は、各地方公共団体が定める条例が適用されるため、公立学校を設置している地方自治体の条例が適用されます。

最後に、「鉢盛中学校はどの市町村の条例で対応しているか」についてお答えします。

鉢盛中学校組合の事務局が置かれています松本市の個人保護条例が適用されます。

以上です。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） 今ご答弁をいただきました。一人暮らしのお年寄り、そういう方、3番目でございますけれども、ちょっと部落別の人数だけわかったら教えていただきたいと思います。

それから、いわゆる未加入の、区の未加入者が490と先ほどお聞きをいたしましたけれども、いわゆる災害のときには何かの形でもって連絡を取り合っていかなければいけないわけでございますけれども、個人的なあれでもって多分入らない人もいるかもしれませんけれども、ぜひ許可をもらった中でもってその5軒組だけでもわかる、そういうものをぜひ設立していただければ少しの人間でも助かる、そういう形になるかと思いますが、そこはいかがでしょうか。

そういうことでもって、それから学校の関係でございますけれども、学校、つけていないと、名札はつけていないということで、隣の息子ならわかるわけですがけれども、私も畑に行くと鉢盛中学校の子供たち、いたずらしている子供を見ます。元気に声をかけて「おはようございます」とか声をかけていく子供がいますけれども、「何ちゃんや」なんていう言葉が全然使えません。

そういう中でもってこの不審者という言葉になってしまうとどうにもならないわけでございますけれども、できるだけ名札ぐらいはつけてもらった方が本当はいいのではないかという考えもありますけれども、これも教育関係の関係でございますのでやむを得ない形になるかとは思いますが、これからもちょっと考えていただきたいと思います。

連絡網は全部あるということでございますので、これも個人的な全部許可をもらったの形だという形でございますけれども、横の連絡がとれないというような新聞にも出ていましたけれども、そういう中でぜひ子供も親でも全部こう横の連絡がとれる形をとっていただければ、これからのいろいろの行事の中でもうまくいけるのではない

かというような考えであります。

そういうことでもって申し上げましたけれども、その辺、済みませんがこの人数だけはちょっとお願いをしたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） それでは、一人暮らしの老人の世帯でありますけれども、ちょっと資料が古くて申しわけありませんが、昨年11月の資料であります。上大池が13世帯ですか。それで、中大池が4世帯、小坂が26世帯、下大池が5世帯、上竹田が29世帯、下竹田が27世帯、合計104世帯という数字になっております。

それから、未加入者の関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり住民基本台帳上でないとわかりませんので、やはりこれを表に出すということはやはり個人情報でありますので、抑えておくことは可能でありますけれども、有事の際につきましてはこれはそんなことを言っておりませんので、情報の共有が必要かと思われまふ。

以上であります。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 名札の件ですが、現在は不審者対応ということでありますけれども、地域といたしましては本当にその不審者を、地域で子供を不審者から守るといふ対応さえできれば名札をつけて登校ということになるのですが、現在のところはそういう名札を外して登校ということで、そういう地域ができることを望むなり、つくっていかねばいけないと思っております。

以上です。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） 済みません、私の勉強不足であれですが、小学校、中学校は市町村の個人情報条例ということですし、高校は県の個人情報ということですが、違ひみたいなものは何かあるわけですか、それだけお聞かせください。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 山形村の個人情報と松本市の個人情報をちょっと比べてみたのですが、成り立ちというわけではない、構成は大體同じです。ただ、ちょっと詳しいというのですか、もう本質的には同じです、基本的には。ただ、ちょっと内容がたくさん書いてあるというか、それぞれの市町村に合った内容ですが、全く構成はほとんど同じになっております。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） わかりました。いろいろと個人情報、不都合なことばかりではないと思うのですが、ぜひ許可をもらった中でもってみんなが共有できる、そういう形がとれるかと思えますので、山形村、各区に自主防災組織があります。この中でおいて、ご苦勞をいただく中でもって、その個人の許可をもらった中でいわゆる先ほど申しあげましたように5軒組だけでも安否がわかる、そういう形をとっていかないと、隣のうちは何のたろべえさんだかわかりませなんていうことではいけないと思えますのでぜひお願いをしたいと思います。

よくテレビできのうからやっておりますがオウムの関係、個人情報の関係になるのかもしれませんが、人の名前を使って逃亡していると。現在生きている人間のその住所を使っていたというようなあれがありますので、ぜひ許可をもらった中でもってお願いをしたいと思います、その5軒組だけでもとれないか、各地区の責任になると思えますけれども、できたらお答えをいただきながら終わりたいと思えますけれども。

○議長（上條光明君） その件だけ答弁あれですね。

○9番（中村 弘君） 答弁あったら、できたら。

○議長（上條光明君） 副村長。

○副村長（百瀬泰久君） そのやはりご心配はやはりいわゆる災害時、有事等にやっぱりそういう弱者をお助けするか、そしてご近所の人たちとそれを未然に防ぐかという、そういうことだと思っております。

ご案内のように村といたしましても地域支援マップというのをつくらせていただきました。その中にはいわゆる要介護者の皆さん、いわゆる弱者と言われている皆さんのデータなんかも一応同意をさせていただきながら入れさせていただきました。

したがって、これを果たしてどんな形で使うかというのが、これから自主防災組織の皆さんとご一緒になって考えていく問題でございますし、早急にそれは進めさせていただきたいと思っております。

昨年実は松本の大きな地震がございました。でも、報道を見ますと松本は個人情報につきまして今まで町会長さん、そして民生委員の方、そしてその要介護者ご本人が選んだ地域の支援者という、そういうお3人の方々につきましてその情報を市としては握っていると、そんな形になっていたそうでございました。

ただ、それだけではどうも昨年の災害には十分対応し切れなかった点、地域が多々あるということで、多分もうこれ決められたかどうか知りませんが、そこに隣組長さんも含めた形で論議されているということでお聞きしております。

また、それぞれの町会によっては、そんなことではまだまだ実際の災害のときに助け合うそういう体制は無理ではないかと、常会独自ですべての方々の名簿をおつくりして、そこに例えば要介護者の皆さん等とも入れながらその情報を共有していくというところもあるそうでございます。

個人情報絡みで大変難しい問題もあるかもしれないのですが、いざとなった場合どう助け合うかというのは大きなテーマになっておりますから、そこら辺は自主防災組織、あるいは地域の中でさらに進めながら、私ども村と連絡を取り合わせていただきながらこれから進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（上條光明君） 中村議員、よろしいですか。

中村議員。

○9番（中村 弘君） 自主防災組織、そういうことでもってぜひお願いをしたいと思えますし、それから先ほど自主防災組織と民生委員の方の連絡がとれていないというようなお答えをいただいたわけですが、ぜひこういう中では個人的な名前を挙げるわけではなくても、区長さんとぜひ民生委員の皆さんが自主防災の予算になりますか、区長さんは。そういうぜひ連絡を取り合いながら、ぜひ住民を守っていただきたい、そういうことを要望申し上げながら終わりたいと思います。

以上です。

○議長（上條光明君） 終わりでいいですか。

以上で中村弘議員の質問は終了しました。

◇ 柴 橋 潔 君

○議長（上條光明君） 次に、質問順位9番、柴橋潔議員の質問を行います。

柴橋潔議員、質問事項1「脱原発について」質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

○8番（柴橋 潔君） 議席番号8番、柴橋潔です。私は午前中、大池議員から同じ内容の質問がありましたので、少し角度を変え質問させていただきます。

福島あの事故を受け、70人の首長が動き出したことにはそれなりの意義のあることと思いますが、村行政は子育てから福祉まで、また村民の生活のあらゆることに

かかわっていくことで豊かで住みよい村を目指し、常に努力していく立場にあり、その責任は大変重いものと受けとめなければならないものと思っています。

中でも村民の命と財産を守るという最大の目標に原発を別のものとしてとらえていたのでは、最低の守りもできない可能性があります。住民を守るという立場から、脱原発をどう思いますか、伺いたいと思います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、午前中に大池議員と同じ内容でございますけれども、角度を変えたということでございますのでお答え申し上げたいと思います。

脱原発を目指す首長会議、首長会議です。参加についての考えでございますが、去る4月28日に東海村の村長等の呼びかけで、東京で日本全国より市町村の首長さんが集まりまして、長野県におきましては木曾町の町長さんも呼びかけになっておるわけでございますが、原発は新しくはつくりたくない、また早期に原発ゼロを目指す、そして原発に依存せず、速やかに再生可能なエネルギーを積極的に進める等をこの目標にしまして、今後活動していくという内容でございますが、呼びかけをされたわけでございますが、先ほど大池議員にも申し上げましたが、私は原発につきましては高度に政治的なテーマであって、国民の意思を問うべき重大な問題であるというように考えております。

経済産業省の調査会のチームが18年後の2030年の総発電量に占める原発の比率について結論を出せなかった。それほど難しい課題であるというように思っております。国の方向性すらはっきりしない現段階において、即刻脱原発の旗振り役の仲間に入るのは地方自治体の長としていかなるものかと迷うところでございます。

県には58の町村長会がございますが、できるだけ重要問題に関しましては足並みをそろえて行動してまいってきておりますし、またそれぞれの皆さん方の中ではこの町村会というのは足並みをそろえていこうという暗黙の了解といたしますか、おきてといたしますか、そんなものが見えておりまして、現在私はそこの理事という役員の立場でありますので、この行動に対しましては慎重に対処してまいりたいというように思っております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○ 8 番（柴橋 潔君） 今お聞きした中に長として慎重に扱っていかなければいけないという、それも今すぐ脱原発という意味でなくてもこれはいいことだと思いますので、結局そういう町村会の長というような立場という重責にある人がすぐ旗振りにはできないと思いますけれども、何とかそういう思いでこれから臨んでいていただきたいという、そんな注文をつけさせていただきたいと思います。

それから、私、いろいろここ何日か考えていたのですけれども、長野県の周りには新潟に3カ所ですか、福井に6カ所原発があります。それで、非常に活断層の上に立地しているものもあり、大地震、大津波の対応もまだ完璧にできていない。そんなような中で非常に心配されるわけです。距離的に福島より大分近くもなってきましたし、もしこの中で1つでも事故が発生すれば風に乗り舞ってくる放射性物質、避けようがない、そういう状態になってくるとふるさとをなくしてしまうという、そういう非常に危険をはらんだのが今の原発だと思っております。

そして、それから使用済みの燃料もしかりでありまして、何のまだ対応もできない。結局20年にわたって3兆円ものお金をつぎ込んだ六ヶ所村の再処理工場もまだ1つとして成果が上がっていない。フランスへ頼んでいるというような、そんなような中で日本の原発を動かしているということで、非常にクリーンでコストの安い原子力発電だと言われていても、いざこうやって1つの事故をもとにいろいろ考えてみると、非常に高いコストで非常に将来に負担を残すといえますか、未来の子供たちにもそんなごみの山を残していくというような、そういう原発でありますので、なるべく1日でも早くという意味で、脱原発の方向づけを村長さんをお願いしたいと、こんなように思っております。

この原発の質問はこれで終わります。

○議長（上條光明君） よろしいですか、答弁はいいですか。

○ 8 番（柴橋 潔君） はい。

○議長（上條光明君） 答弁はいいですか。

○ 8 番（柴橋 潔君） はい、いいです。

○議長（上條光明君） いいですか。

○ 8 番（柴橋 潔君） はい。

○議長（上條光明君） それでは、柴橋潔議員に、次に、質問事項2「YCS文字放送について」質問してください。

柴橋潔議員。

(8 番 柴橋 潔君 登壇)

○ 8 番 (柴橋 潔君) 「 Y C S の文字放送について」質問いたします。

平成元年 7 月 Y C S の情報局が開局して、文字放送も同時に始まりました。今年で 2 4 年になるそうです。地味な分野ですが、長い間村の広報活動で日々村民に発信し続け大変重要なものに位置づけられると思っております。

しかし、最近は文字放送の件数が増え、一巡するのに 2 0 分くらいかかります。ちょっと目を離すと見逃してしまうこともあります。目を離さずに見続けるということは少し苦痛に感じる人もいるかもしれません。

文字放送をもっと見やすくする工夫として音声によるガイドの検討ができないものかと思えます。台所仕事やほかのことをしていても、耳から入ってくれば自分の見たいお知らせを効率よく見ることができ、今より大勢の人が見てくれるようになるのではと思えます。

また、頭や中間に目次を入れるのも 1 つの方法と思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

○ 議長 (上條光明君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○ 村長 (清沢實視君) それでは、柴橋議員から提出されております 2 番目の「 Y C S 文字放送について」のご質問にお答えしたいと思います。

Y C S の文字放送は、Y C S の開局以来、行政からのお知らせや農協からの営農指導情報、また地域の身近な情報などを放送しております。定時の自主放送の合間にこの文字放送が流れているので、村民の皆さんの目に触れる機会も多く、長年親しまれているものと思っております。

Y C S の文字放送は 1 枚の画像が 2 0 秒間隔で切りかわりまして、1 日 5 0 枚ほどがエンドレスで放送されておるわけでございます。一周するにはおよそ 1 5 分程度かかるこのスタイルは、開局当時からは変わってはおりませんで、急速に進む情報化社会の中にあって時代遅れではないかというご意見や、知りたい情報を即座に得られるようにしてほしいなどというこれまでに村民の皆さんから数々のご指摘を受けておるわけでございます。

柴橋議員の申されます「音声ガイドを流せないか」についてでございますが、文字に音声をつけて放送するためには、現在の放送機器システムの改修工事が必要になっ

てくるわけでございます。

また、画像により情報量が異なるため、仮にすべての画像に音声を加えた場合には収録時間が大幅に増えることが考えられます。現実的ではないということでございますが、音声をつけるとすれば、「役場からお知らせです」とか「地域のお知らせ」など見出しに簡単なガイドをつける程度が望ましいのではないかと考えておるところでございます。

また、「目次を入れたらどうか」という件でございますが、すべてのお知らせを目次にすると、これだけで五、六枚の画像が必要になるために、ある程度的を絞った情報を目次として掲載するなどの工夫をすれば、今より見やすくなるのではないかと考えております。

この件に関しましては、さらに検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。村としましては、既存のシステムを使って、より村民の皆さんが見やすい文字放送になるよう今後も研究・検討をしてまいりたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 今のお答えの中にありましたけれども、見出しにちょっとした音声を、それで目次ももしつけても何項目かに1回という、そんな程度で大分見やすくなると思いますので、そんな検討はぜひしていただきたいと思います。

それから、文字放送のことからちょっと外れますけれども、YCSにかかわることでもちょっともう少し質問させていただきます。気象情報のあのチャンネルですが、リモコンには1から12まで押しボタンがありますけれども、気象情報は12から1つ進めて122のところまで行かないと気象情報が写らないのです。

それで、アナログからデジタルに移行したときにお知らせは多分していたと思うのですが、時々「今は気象情報はやっていないだかい」なんて言ってこう聞かれることがあるもので、実はこれはこういうふうによれば出るのだよと教えてはあげるのでございますけれども、再度といたしますか、また機会を見てそんなようなお知らせをしていただきたいと思ひます。これはお答えは結構です。

それから、もう1つなのですけれども、ドラマなどのエキストラという役で、単なる通行人みたいなものでも出ると、そのドラマというのはその出た人は特別な思いで見ると思ひます。それが人の気持ちだと思ひます。

YCSでもインタビューを初めいろいろの実況中継や何かにも写っている人は何と

なく見てみたくなる、そういう思いがあると思います。YCSの結局それで番組に愛着がわいてくると、おもしろさも感じたりということで、こういう心理に着目して村のきずなを深めることに一役買ってもらうのもいいのではないかと、そんなふうに思います。

先日も市民タイムス旗少年野球で山形キヨミズが優勝いたしました。村内には多くのスポーツ団体、また文化団体、商業施設などがあり、番組の制作の対象には事欠かないほどたくさんの方々の場面があると思います。それぞれの子供や親やじいちゃん、ばあちゃんがテレビに映る姿を見たいと思っています。YCSのファンが増えれば村が変わってきます。未加入の世帯にも子供がいます。子供を通じ親の見る機会が増えれば、村に対する理解も自然とまして、村を少しずつでも好きになってくれるように思います。村民の生の発信こそ広報以上にまさるものと思われまます。

何年も前から連絡班未加入の問題が提起されていますが、これといった方策がなく、未加入増加に歯止めがかからない状態です。行政を中心に特に区におきましてさまざまな努力をしてきましたが、なかなか成果が得られません。魅力ある番組づくりで1人でも多くの村民に視聴してもらい、YCSの活用は一步でも二歩でも前進のための力となってくれるような気がします。

映像、文字放送ともに親しみのあるものには人を動かす力があると思います。未加入の問題にまで触れましたが、解決に向けて何か1つの方法ではないかと思っています。スタッフも1名減っていますが、もろもろの思いを含み血の通った番組づくりには外注ではできない面もあると思います。YCS放送を外注化していくという方針はこれからどうなっていくのか、再考の余地はあるのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 今、柴橋議員は外注ということに対しまして異論があるようでございますけれども、あそこを維持管理していくのにはかなりの経費がかかります。特に人件費等でございますが、素早く朝日はテレビ松本の方へすべてを移管するということでございまして、移管しているわけでございますが、そういう状況から考えた中で、流れとすれば近い将来、近いうち、できるだけ切り替えのそういう段階になれば、もう既にその流れについては、もちはもち屋の方向へ行くべきではないかというように思っております。異論があつて再考が必要だということになれば、またそれぞれ考える余地はありますが、現段階におきましては方針といたしましては移管、委託するような、したいという方向で進められておるところでございます。

それにはまだまだ大勢のご意見も聞かなければならないのですが、1つの方向性となればそのような考えでありますので、またおいおいいろいろの細部についてご相談することやら、また状況について私どもからご報告する機会を設けながらお知らせし、また相談していただくというような形にさせていただければありがたいというように思っております。

今、職員が今3名でございますけれども、テレビ松本でご存じのとおり専門的、本場のプロの人たちが、今日もこの放送を生中継に当たっては2人の方が来ていただいております。テレビ松本から来ていただいております。そういうような中で流れとする、私、また戻りますけれどもそういう方向に向かっておりますので、その辺のところをご理解のほどをお願い申し上げたいというように思っております。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 村長の答弁は縮小という方向ということで受けとめていいわけですね。朝日が早くからというか、切りかえのときにそういう形をとってきているようですけれども、ちょっとその様子がわかたらお聞かせ願えますか。

○議長（上條光明君） 柴橋議員、理事者の方でもし答弁ができるようで、ちょっと質問事項から大分あれなものですから、もし答弁は理事者の方ですと言えばあれですけども、あまりちょっとそっちの方へどンドンどンドン行ってしまうと、本来のその「文字放送について」というのからちょっと大分外れてきたかなというようなので、その辺済みません。

○8番（柴橋 潔君） はい、それでは結構です。

○議長（上條光明君） 済みません、ちょっと理事者の方でもしあればあれですけども。

ほか、文字放送のことではよろしいですか、文字放送の関係は。

○8番（柴橋 潔君） ええ、文字放送は結構です。

○議長（上條光明君） よろしいですか。

○8番（柴橋 潔君） ええ。

○議長（上條光明君） では、これでいいですか。

○8番（柴橋 潔君） ええ、それでは終わります。

○議長（上條光明君） いいですか。

○8番（柴橋 潔君） はい。

○議長（上條光明君） 以上で柴橋潔議員の質問は終了しました。

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（上條光明君） 次に、質問順位10番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「交通弱者の利便性向上について」質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） 議席番号2番、三澤一男でございます。今回は大きく2つのことについて質問させていただきます。

その1つとして、「交通弱者の利便性向上について」質問をさせていただきます。同僚議員が同様の質問をしておりますので、重複する質問になると思いますが、できるだけ角度を変えて質問をしたいと思っておりますので答弁の方、よろしく願いいたします。

村はおおむね65歳以上、心身に障害がある方、その他交通弱者の方に土・日、祭日以外は毎日無料で福祉バスを運行しています。これは1日6便、日平均50人以上の方が利用されている大変業績のよい事業と言えます。

一方、昨年から本格運行されている松本西部地域コミュニティバスは有料で利用者の制限はありませんが、当村対象路線D・E路線の利用者は他路線より利用者数が多いとされておりますが、1便当たり2人を少し上回る程度です。

そこで、質問させていただきます。

村内福祉バスについてお聞きします。村内で巡回をしているわけですから、普通は往復利用すると思いますが、利用実績を見ると利用者が奇数の日がかなりございます。これは行くときは利用したが帰りは利用しなかったか、利用できなかったことが考えられます。

22年度運行実績を見て、運行243日のうち奇数の乗車日が123日あり、50.6%となります。23年度運行実績では、運行244日のうちで奇数の乗車日が121日で49.6%です。このことは半数の方が利用に困ったことも考えられます。例えば行くときは医療機関等でおろしてもらいますが、診療時間がかかり福祉バスは定刻で運行しているため乗車できない場合が考えられます。また、時間がかかったために金融機関や買い物をしたいができなかったようなことも考えられます。

そこで、この片道利用の解消としてその場所から連絡し、オンデマンドで送迎でき

る方法を採用することができないか、村長の考えをお伺いいたします。

2番目として、松本西部地域コミュニティバスは村と松本西部地域をつないでいるバスです。せっかくこのような交通手段があるのに利用度が少ない状態をどのように改善し、利用促進につなげていくお考えかお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 三澤議員からの「交通弱者の利便性向上について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問でございます「福祉バスについて」お答えしたいと思います。

交通弱者の利便性向上についてのオンデマンド送迎できないかということでございますが、オンデマンド交通を導入しているところもあるようでございますが、昨年度半数の方が先ほど申された困ったのではないかとということでございますが、福祉センター担当課では、乗り遅れて困ったという方は1人あったとは承知しておるといことでございます。

それ以外、特にそのようなことで困ったことは聞いておりませんということでございまして、将来的には必要になるかと思っておりますが、今のところはそのような計画等については、計画等には至っておりません。

次に、2番目のご質問「西部コミュニティバスの利用促進について」でございますが、松本西部地域交通のコミュニティバスは、松本市が西部地域の移動需要のある交通空白地帯を解消しまして、既存の公共交通を最大限に活用しながら、通勤、通学、買い物、通院など日常の移動に対応するため3年間にわたり実証運転をしまして、本年度から本格運行されております。このコミュニティバスは山形村内へは昨年8月より2路線が運行されております。

松本市西部地域公共交通協議会では、利用促進策としまして、西部地域全域で行うもの、そして各路線の特徴に合わせて行うもの、それから地域において独自に行うものと分類して実施されてきておるところでございます。

山形村におきましては、役場駐車場をパークアンドライド駐車場の設置や住民意見交換会の開催、また山形村内の運行時刻表を作成し、配布をしております。

今後も運行路線や運行時刻の変更に合わせて時刻表を作成し、最新の情報を提供し

まして利用促進を図ってまいりたいというように思っております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今、村長の答弁で困った方はいないというなお話だったのですけれども、午前中も同僚の上条議員が聞いておりましたけれども、あるところから次の便を使うのに2時間とか3時間とか例えば待たなければいけないという。それで、その間は利用できない。それで、その間どうしようかということで、たまたまうちにいればいいのですけれども、だれかいればいいのですけれども、そうでなければやはりその福祉バスを使わなければいけないということになりますので、そういったところの間を埋めるようなことをすると、本数を増やすということが必要になってくるのではないかと思うのです。

そういうふうになると、今この福祉バスの委託料がほぼ360万円ほど使っておりますので、本数を増やすとするとそれに200万円ぐらいは必要になってくるのではないかということで、これはバスを新設するという、新しく購入するというになれば、また別に相当な費用がかかるということは想定されるのですけれども、そうでなくて増便をするということでやると200万円ぐらいはかかってしまうのではないかということで、例えばその待ち時間の中にオンデマンドでというのは、要望をしたところにコールをしてきていただいてうちまで送っていただく。ドア・ツー・ドアというような形での対応をしていただくという方法になるわけですが、これ、今、社協等を含めてそういった有償の、福祉有償の運送サービス業者が午前中の回答では9社ぐらいあるというふうにお聞きしておりますけれども、大体900円ぐらいかかるということをお聞きしています。

例えばそういう場合に今、福祉バスを無料でやっておりますけれども、特別そういう場合に特に無料でなくても、有償でも例えば利用者のその受益者負担という意味で例えば300円ぐらい払う。あとは残り600円ぐらいを村で負担していただくというようなことができれば、例えばそれを年間の利用者が3,000人ぐらいいたら、大体180万円ぐらいで済むのではないかというふうに考えているわけですが、そういうようなこともちょっと考えていただくことができないのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） まず1つ質問の趣旨の中に奇数だからどう、偶数だけ

らどうという部分が1つ載っておりますけれども、この部分につきましては片方は歩いてきて、片方は乗って帰る。もしくは2回以上3回使っているという方がいるものですから、その数字自体にこだわるのはどうなのかなというふうにひとつ思います。

それと、今言ったお金の関係ですけれども、単純にそのお金で済むとは私はちょっとと思えません。午前中にもお答えを申し上げましたけれども、やはりこれは村の交通体系として考えるべき問題なのかなということで、今の福祉バスの無料の部分で都合6回行っているわけですけれども、これを増やす時間帯等を考えますと、当然これを増やすということになりますと、台数を増やした対応をしていかないとちょっと無理なのかなというふうに思います。

ですので、団塊の世代の方がこれから75、もしくはそれを越えた段階で、午前中にもありましたけれども、免許証を返したり何かしたりしていく状況が発生するという想定をした中で考えますと、この福祉ということに限らず相対的に考えていく問題ではないかなというふうに思います。

それから、午前中にも申し上げましたが、交通手段といたしまして社協を初めとして9社、七、八社やっているわけですけれども、とりあえずはその機関を利用させていただくのかなというふうに思っております。

それから、有料の話になりますけれども、今、業者でもって当然有料でバスが通っておりますので、そこの重複機関の問題が出てくるのかなというふうに思います。村でその利用料なりそれを取るという形になりますと、いささかそういった部分で問題が出てくるのかなと。

逆にそうではなくてある部分で行くと、業者へいわゆる朝日でもやっているようなすべてどこかへ委託というような方向の方が賢明なのかなというふうに思いますが、これもまた費用面で大分かかるという形になりますので、やはりちょっと総合的に慎重に対応していかなければいけないのかなというふうに担当の方では思っております。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 確かに課長が言われたとおり片道は歩きました、片道は乗りましたと言えばあれですし、1カ所行って、もう1カ所行ってまた帰るということになると奇数になるわけですから、当然そういうこともありますので、必ずしもそういうことと言えば往復で行く、偶数になるということではありませんけれども、たまたまおもしろい統計では22年度、23年度の統計をちょっといただいておりますので、これで行きますと大体1日平均は50人以上使っているのです、このバスが。

そうすると、その中で8月がおもしろいのですけれども、47人ぐらい。あとのところは全部大体50人以上、49.1とかいうのが9月にあるのですけれども、これ、24年3月ですから、前年度。これ、44.4ですから、このときは、8月はたまたま少ない。これは福祉バスを利用しなくても、それが少ないというのはこのお盆のあたりなのです。これは医療機関が休んでいたりとかという、そういうこともあるのかもしれませんが、例えば家族が帰ってきてそういったバスを利用しなくてもやれる人がいた、運転して乗ってきてくれる人がいた、そういうようなこともあると思いますので、このバスについてはかなりこういう利用実績の高いバスであるということは評価しているわけですが、そういったことから言って、あとこれで片道歩いて帰れる人はいいのですけれども、そうでない人にそういったオンデマンドで対応できるようなことも、将来的と言わずにある程度もう大体先ほども上条議員が言っていましたように70歳ですか、免許を更新するときに試験があって、クリアしないと免許を返納しなければいけないということもなってきます。

そういった場合に、そういう場合にある、長野県ではなかったと思うのですけれども自治体では、普通に走っている路線バス、それから西部コミュニティバスもそうなのですけれども、あれは200円、1回200円たしかお金がかかっていると思いますけれども、そういった方に、免許証を返納した方に無料バスを発行しています。という自治体がありました。

そういったようなことも少し考えていただければ、今後そういう高齢者の方が起こすような事故も対応できるというか、少なくすることができるのではないかというふうに考えますので、その辺のところはそんなお考えがないかどうか、ちょっとお聞きしておきます。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 午前中の上条議員のご質問の中で少し申し述べましたけれども、私が考えているのは福祉バスあり、それからアルピコの路線バスがあり、それから西部、松本西部コミュニティバスがあり、そのほかにまだこの社会福祉協議会と、それからボランティアグループでやっております介護タクシーなるものが9社あるというような中で、また新たにオンデマンドを追加するというに当たっては、よほど慎重にやらないといろいろと悔いを残す場面も出るのではないかと思います。

ですから、先ほど小野課長からも申し上げましたとおり福祉バスということではなくて、それにとらわれることなくこの交通網のことに対しましていろいろと意見を出

し合いながら、どうしたら効率的で効果が出せるかという議論を重ねて、そのならばならまだ今の私の考え方でまことに失礼でございますけれども、それに交通、村内の交通網に関する協議会なるものを設けて、これから先の村内の交通、住民がうまく利用できるような、そういう形に持っていくそういう会議を設けたらどうかという、これは私個人のあれですから、まだまだいろいろと担当者ともお話しして、それからの段階でありますけれども、その時期かなというように私は思っております。

ですから、もう1度これだけのよそから見ると山形が何でというようなことも聞いておるわけでございまして、また村内でもそういう考えの方もおられると思います。ですから、総合的にこの交通網について検討し、先ほど来申し上げましたように効率的で効果が、成果が出るようなそんなような形に持っていったらなと、そんなもう時期だというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 村長答弁のようにそういったいろんな角度から今現在もそういった交通網もあるわけですから、総合的に検討していく時期だということですから、そういった組織を少し立ち上げながら検討するべきことということが必要ではないかなということをお願いして、私のこの質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員、次に、質問事項2「未来の子供たちのため受動喫煙防止策を」について質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） それでは、次に受動喫煙の件を質問させていただきます。

タイトルは「未来の子供たちのため受動喫煙防止策を」ということでございますけれども、村は国民健康保険加入者の税率を上げることが国民健康保険運営協議会から答申されて、今回もそれが条例で検討することになるわけですが、これは高額医療も含め医療給付費の増加が従来の税率では追いつかなくなったということです。

まずは、健康に留意し病気にならないように予防し、高額な医療費が増えないようにしていくことが必要だと思います。ちなみに本年度の国保健康特別会計補正予算がもう10億円を切る9億8,500万円となります。

さて、それで私の方は本年度ちょっと青森県なのですけれども、これは薬剤師会と協力して妊婦の方の受動喫煙防止策として、禁煙を希望する妊婦の夫の方に2週間分の禁煙補助剤、張るタイプのパッチ型を助成し、未熟児2,500グラム未満の割合

を少なくし、赤ちゃんの健康を守る事業を始めたそうです。

このことはデータでは妊婦の方が受動喫煙による未熟児の発生率が、そのリスクは1.7倍ということを言われているようでございます。

それでは、質問させていただきます。

村でも総合的に勘案して、禁煙はあくまでも本人の意思ですけれども、禁煙で最もつらい2週間分ぐらいの費用、およそ5,600円、これは私も概算で申し述べておりますので金額は程度ということ言わせていただきますけれども、補助をすることで将来を担う赤ちゃんの健康を守り、育てることができると思います。結果的に医療費削減につながると思いますが村長の考えをお伺いいたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 三澤議員の2つ目のご質問、「未来の子供たちのため受動喫煙防止策を」について、ご質問に対してのお答えを申し上げたいと思います。

受動喫煙防止対策につきましては、大勢の人が利用する施設の管理者が受動喫煙を防止するための必要な措置を講ずるようにと推進しているところであります。本年度はいちいの里にあります喫煙室は撤去し、施設内全面禁止とさせていただく予定となっております。

さて、禁煙パッチに対する補助でございますが、以前は禁煙外来などの医療機関を受診しなければ手に入らなかったようでございますが、今では薬局などで買えるようになったと聞いております。禁煙をするためには三澤議員が申されますように、一番大事なことは本人の意思であろうかと思えます。また、禁煙パッチを利用してたばこをやめるには、禁煙外来のある医療機関や薬剤師等の協力を得て実施する必要があると私は思います。

禁煙パッチでやめるには、本来はステップ3まで必要ではないかと思っているところでございます。このようなことを総合的に考えますと、山形村といたしましては現段階では取り組む予定に至っておりません。

以上であります。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 言われるとおりに禁煙するということはかなりつらいものがあるというのは、私自身もそういうことでは喫煙したタイプですから、者ですからその

つらさを知っている者であれば、その辺のところはよくわかっていると思いますけれども、村長言われたように禁煙外来で保険適用でそういった処方をしていただくということもできるわけですが、村では健康づくり推進員の方や妊産婦の指導を保健師さんがして、本人に対してはそういうふうに行っているとは思いますが、家族であるとか、その連れ合いの方に対してはそこまでは指導していないのではないかと、そういうふうに思いますので、そういったことでぜひ禁煙補助剤、村の国保の方で出産一時金の今年生まれる方の予定は15人ぐらいを見られていると思いますけれども、そういう方の夫がすべて吸っているわけではないものですから、そういうことから言うと15人掛ける7,000円だとするとそんなに大きな数字ではない。

それがひいては周りにもそういった受動喫煙を防止するということになるわけですから、その辺が生活習慣病も含めて国保の特別会計の削減にもなるのではないかと、ぜひこれはそういうことで少しでも抑えることができるのではないかと、私の考えで申し上げていることをごさいますけれども、その辺をもう一度お聞きしたいと思いますが。

○議長（上條光明君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、国保会計の関係からお答えになるかどうかかわりませんが、今、三澤議員ご指摘のとおり本年度予算では15名分を出産育児一時金として計上してございます。23年度、いわゆる前年度におきました実績としてたしか7名か8名、約半数の実際には件数でございました。

そういったことを含めまして10名、あるいは20名という中では単純にこの約5,000円ないし7,000円、1万円弱のものをかける費用というものはそう大きな費用ではない。これは全くそのとおりでございまして、おっしゃることそのとおりだと思います。

が、なかなかこういったものを実はほかの国保会計が独自で行っているというのは、実はちょっと情報が少ないものですからなかなか難しい面もあるということがあります。今は例えばここでは妊婦さんのいわゆるだんなさんを対象というようなこともあります。これはそのとおりだと思いますけれども、例えば家族が大きくなった場合、家族構成の中で例えばだんなさんが吸わなくても、いわゆる被保険者以外の方も吸っていらっしゃる。それが受動的に入るというような話まで拡大してしまいますと、やはりこれは全体の中でもう一度洗い直しをして、先ほど村長答弁で当面はやらないということでもありますけれども、どうしたものか。ちょっと時間をかけてでも、周りの

様子も含めながら持っていくと。そんなふうに考えたいと思います。医療費の削減、少しでもなればというこのご指摘、ご質問については全くそのとおりでありますので、こちらの方でもまた今後という形をとらせてもらいます。

よろしく申し上げます。

○議長（上條光明君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 私はたばこを吸わないものですから、そのおいしさがこうわかかっていなくて申しわけないのですが、やっぱり禁煙を成功させるためにはこのニコチンへの身体的な依存度といいたいでしょうか、それをだけでなくいわゆる習慣をどうやっぱり克服していくかということ、いわゆる心理的な依存をどうなくすかということらしいです。

例えばお医者さんにその禁煙の関係で通われても結果的にやっぱり、いろいろデータを私も調べさせてもらったのですが、50%くらいの成功率しかないということでお聞きしております。

したがって、大分今回のご提案のあれは使いやすいということですが、それを取り組んだときからが正念場ということになるかと思っています。よく食事の後の一服とか、あるいは仕事の後の一服とか吸う。そういうところにどうやっぱりその習慣から抜け出すかができるかという、そういうことではないかと思っております。

そういう中で、そういう禁煙パッチを張ってもこうしながら、さらにこうガムをかんだりジュースを飲んだりいろいろされたということもあるそうですので、やっぱり村といたしましてももう少し様子を見させていただきながら、そういうことを全く否定するわけではございませんけれども、そういう中でこう取り組んでいくのが賢明かと思っております。

以上でございます。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今、副村長が言われたよう、それから住民課長が言われたように、これが今後村の将来を担う子供たちのためにも、少しでも前向きに予算の額としてはどういうつけ方というのについては、それは村の中で検討していただくということになるとは思いますけれども、それによる相乗効果を見ながら、そういった形の予算化をしていただければということをお思っております。

それを申し述べまして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 終わりでもいいですか。

○2番（三澤一男君） はい。

○議長（上條光明君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（上條光明君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉議し散会といたします。

（午後 4時08分）